

京丹後市環境基本計画(案)

目 次

第1章 計画の基本となる事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象範囲	3
第4節 計画の期間	4
第5節 取り組みの主体と役割	5
第2章 望ましい環境像及び基本目標	7
第1節 望ましい環境像	7
第2節 基本目標	8
第3節 施策の体系	10
第3章 計画を推進するための具体的行動	11
第1節 豊かな自然を守り共生していくまち	14
第2節 環境に負荷を与えない暮らしをするまち	20
第3節 限りある資源を有効に活用するまち	28
第4節 豊かな財産を環境に活かすまち	32
第5節 低炭素社会に挑戦するまち	38
第6節 楽しく学び ともに環境を育むまち	42
第4章 重点プロジェクト	47
第1節 環境ビジネスモデル推進プロジェクト	50
第2節 「山」「里」「海」水のリレープロジェクト	52
第3節 京丹後リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト	54
第4節 地域環境学習推進プロジェクト	56
第5章 推進体制	59
第1節 計画の推進体制	59
第2節 指標等による進捗状況の管理	60
第3節 計画の見直し	61
資料編	
用語説明	63

第1章

計画の基本となる事項

第1章 計画の基本となる事項

第1節 計画策定の趣旨

京丹後市は、日本海に面する白砂青松の海岸線、緑豊かな山々の森林、日本海に注ぐ多くの河川などの美しい自然環境で形成されています。

しかしながら、近年のライフスタイルや産業構造の変化などによって、森林の荒廃とともに有休農地の増加により里地里山などの良好な自然環境が損なわれつつあります。

また、平成17年2月に発効され、平成20年より第一約束期間を迎えた京都議定書において、わが国は、温室効果ガスのより一層の削減に向けた取り組みを進めるべき責任を問われているところでもあります。

一方、平成16年4月に旧6町が合併し誕生した本市では、合併したメリットをいかに効果的に活かしていくのかが問われているところでもあり、豊かな自然環境や伝統産業を基礎として、かつて「丹後王国」といわれた地域性や、先人たちが残してくれた自然環境、歴史文化などを未来に継承していく責務があります。

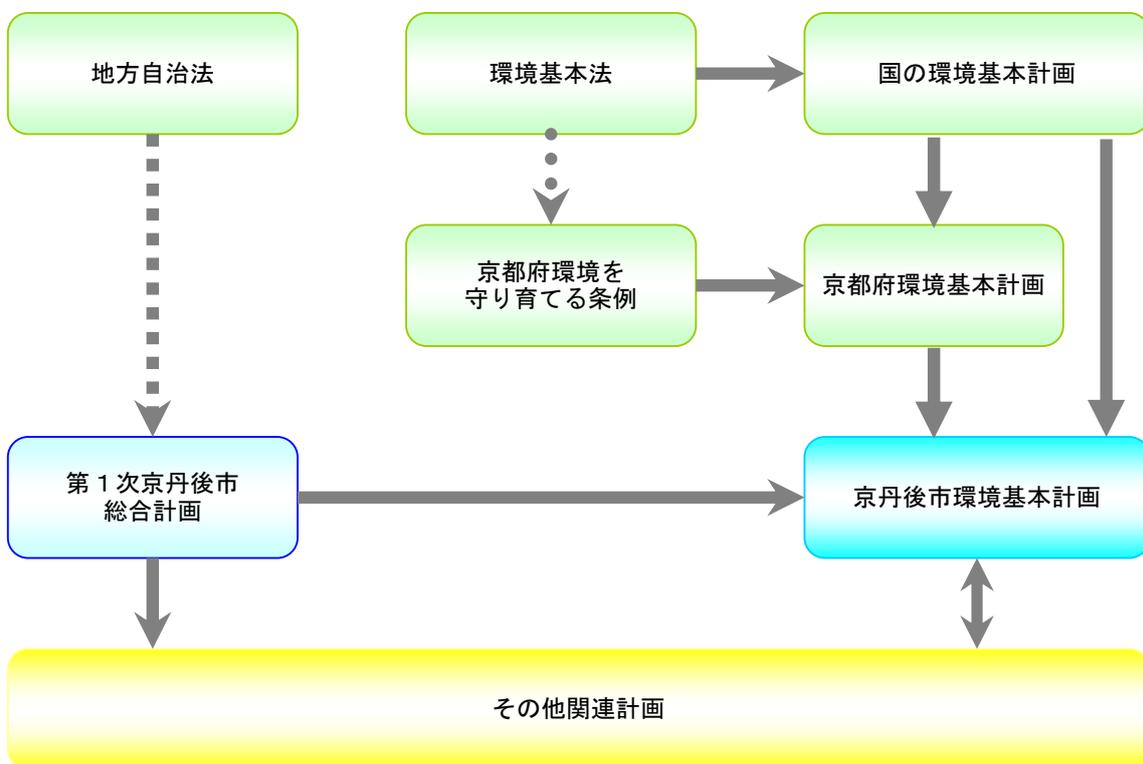
こうした中、平成18年3月策定の第1次京丹後市総合計画では、6つの基本方針の1つとして、「暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市」を掲げました。この基本方針の推進に当たり、良好なふるさとの自然環境の保全と創造とともに、地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、総合計画全体の推進に当たっては、各分野においても環境配慮は必須であり、環境面における総合的かつ体系的な取り組みが必要となっています。

これらのことを踏まえ、「京丹後市環境基本計画」では、本市の環境に関する状況や市民・事業者等の環境に対する意見等を把握したうえで、本市の特性を活かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化を目指した将来の目標を定めるとともに、その実現のための施策を効果的に推進することを目的に策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市の特性を活かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化を目指した将来の目標を定めるとともに、その実現のための施策を効果的に推進することを具体的に示すものであり、本市の諸計画を環境面から支えるものと位置づけます。

なお、本計画の策定にあたっては、国の「環境基本計画」や「京都府環境基本計画」、上位計画となる「第1次京丹後市総合計画」との整合を図ります。



第3節 計画の対象範囲

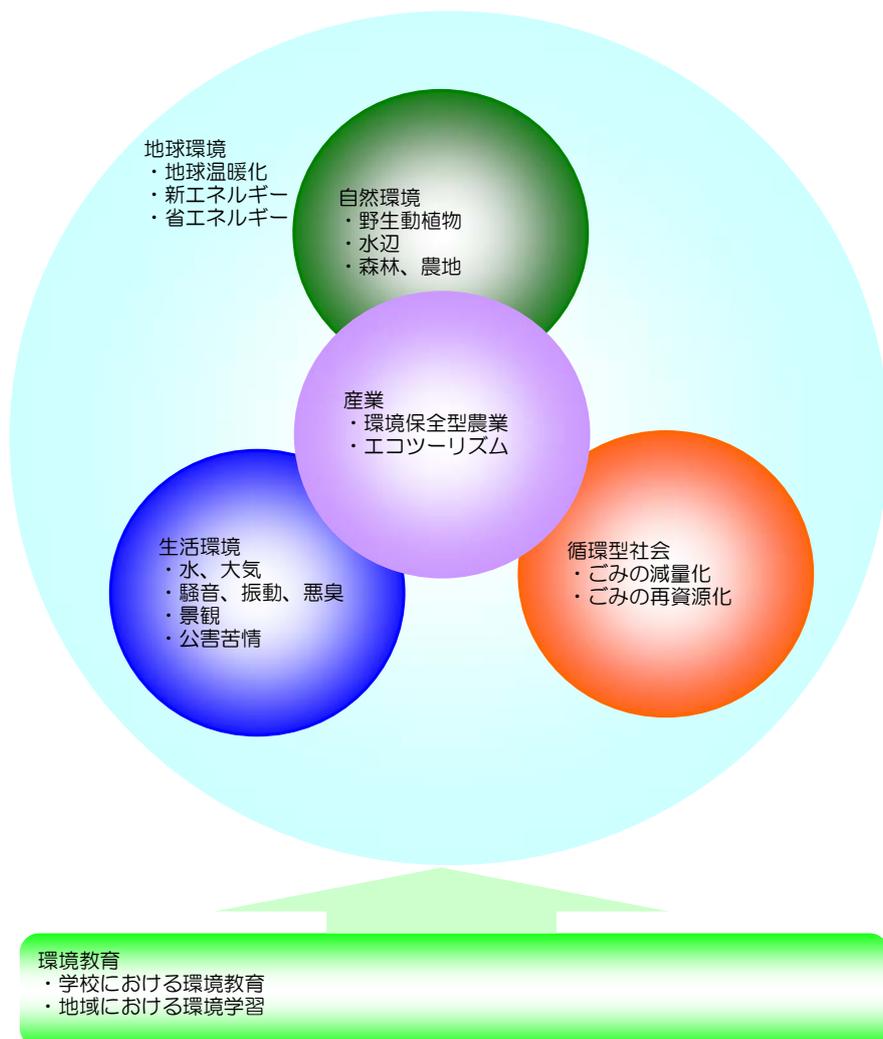
1.対象地域

本計画の対象地域は、京丹後市全域とします。ただし、市域を越えて取り組む必要がある環境課題については、周辺地域を含めた広域連携の推進に努めます。

2.計画が対象とする環境の範囲

本計画で取り組む環境の対象は、自然環境、生活環境、循環型社会、産業、地球環境、環境教育とします。

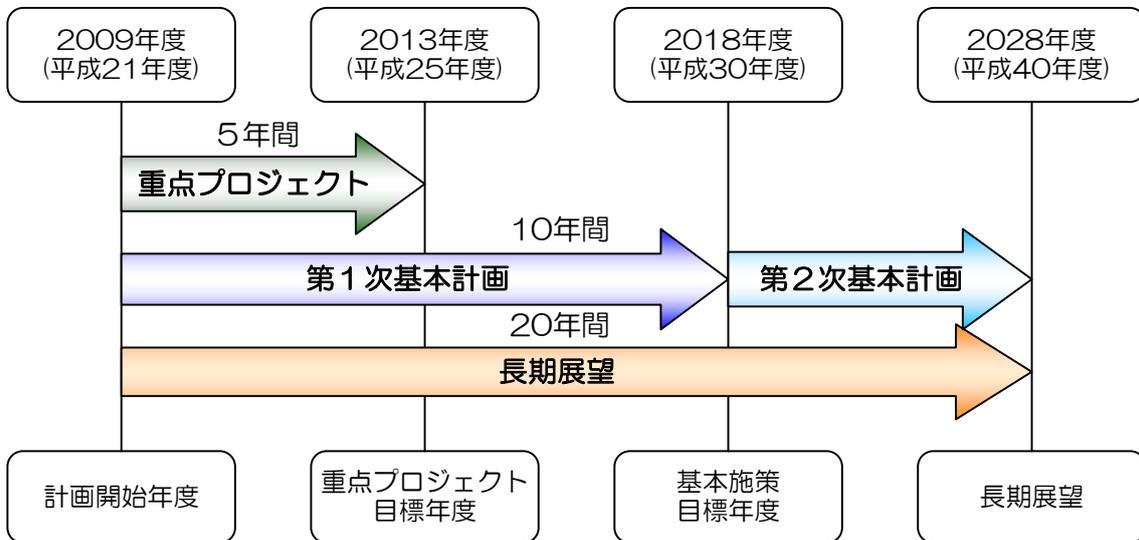
我々の生活の場は自然環境、生活環境、循環型社会が取り巻いており、また、我々の生活を支える産業も自然環境、生活環境、循環型社会の上になり立っています。そして、これらのすべてが地球環境の上に支えられているといえます。こうした様々な分野に関して、環境学習を行うことで、自然の仕組み、人間活動の環境に及ぼす影響、人間と環境の関わり方について学び、環境問題を解決していくことをイメージしています。



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、基本施策に関しては2018年度（平成30年度）までの10年間、重点プロジェクトの期間としては、2013年度（平成25年度）までの5年間とします。ただし、自然環境の再生や創造など長期的な視点が必要な事項もあるため、長期展望として20年後（平成40年度）を展望できるような目標と施策の方向を定めることとします。

なお、市を取り巻く環境や社会状況の変化及び科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



第5節 取り組みの主体と役割

本計画の取り組み主体は、市民、事業者、市民団体、旅行者、市とします。

市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動によって環境をそこなうことがないように努めることにより、計画の推進に参画し協力しましょう。

事業者は、公害防止をはじめ環境への負荷の低減を自主的積極的に進めることや、能力を活かした積極的な環境保全活動、環境保全に関する事業活動に努めることにより、計画の推進に協力しましょう。

市民団体は、市民、事業者、市とともに、地域での活動の重要な役割を果たすことにより、広い視野に立って計画の推進に協力しましょう。

旅行者は、環境の保全に努めるとともに、計画の趣旨を理解し計画の推進に協力しましょう。

市は、すべての施策事業を推進するに当たって、環境政策を基底として、環境への影響に配慮し、全庁あげて計画の実現に取り組みます。

- ・市民とは、市内に居住または勤務するすべての方をいいます。
- ・事業者とは、市内で事業活動を行うすべての事業者をいいます。
- ・市民団体とは、市民が行う自発的で非営利の社会貢献活動を行う団体をいいます。
- ・旅行者とは、観光・レジャー等で訪れる方及び業務により滞在または通過する方をいいます。
- ・市とは、市の行政に関わる組織及び職員のことをいいます。

第2章

望ましい環境像及び基本目標

第2章 望ましい環境像及び基本目標

第1節 望ましい環境像

本市がめざす「暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市」を実現するために今後の方向性を描いたのが、この環境基本計画です。

本計画を推進していくにあたり、市民、事業者、市民団体、旅行者、市が協働して、環境の保全及び創造に向けて取り組んでいくために、本市の望ましい環境像を描きます。

古代から未来へ 自然美ゆたかな歴史と文化のまち 京丹後

古代から未来へ

かつて丹後地域を中心に栄えたとされる「丹後王国」にみられた経済的、文化的にすぐれた卓越性や先導性に、新しい価値観、英知を加え、「新丹後王国」として次世代に継承していくことを表現しています。

自然美ゆたかな

市民の多くが、「山」、「里」、「川」、「海」など美しく豊かな地域の自然を身近に感じ、それを京丹後らしさとしています。

歴史と文化のまち

数々の古墳や遺跡、伝説が物語る長い歴史と、伝統産業に支えられたものづくりの文化が、京丹後市の独自性であり、歴史と文化が織りなす交流のまちであることを表現しています。

第2節 基本目標

本市の望ましい環境像を実現するため、次の6つの基本目標を掲げ、その下に施策の方針をたて計画を推進します。

基本目標1 豊かな自然を守り共生していくまち

本市の豊かな自然を後世まで守り、これらを活用しながら人と自然が共生していくまちづくりを推進します。

基本目標2 環境に負荷を与えない暮らしをするまち

本市の生活環境に関する指標は、水質と廃棄物投棄を除くとおおむね良好ですが、より良い環境を目指すためには、各主体が一致して周りの環境の保全に取り組み、生活環境が悪化しないよう協働する体制づくりを推進します。

基本目標3 限りある資源を有効に活用するまち

私たちの生活様式は、大量生産、大量消費によって支えられてきた面がありますが、これらによって生み出された廃棄物は増加の一途をたどり、私たちの生活を脅かしかねない大きな原因の一つとなっています。この環境に負荷を与える生活様式を見直し、さまざまな方策で限りある資源の有効活用を推進します。

基本目標4 豊かな財産を環境に生かすまち

本市には、農林水産業、織物業、機械金属工業、観光業といった地場産業があります。

これらを生かしながら、市域の恵まれた自然環境の保全と生活環境に配慮し、地理的条件や地域の実態に即した環境保全型農林水産業への移行や既存産業の廃棄物の有効活用、地産地消への自主的な取り組みを支援していきます。また、グリーンツーリズム★¹、ブルーツーリズム★²や農業体験実習等を通じた旅行者や交流人口の増大を図っていくことを推進します。

基本目標5 低炭素社会★³に挑戦するまち

いまの化石エネルギーに大きく依存した世界は、地球の温暖化を加速させているといわれています。

私たちは限りあるエネルギー資源を無駄遣いすることなく、身近なところから省エネルギーを実践するとともに、新エネルギー★⁴の導入も図っていく必要があります。京丹後地域にある特有の資源を利用し、主体の区別なくクリーンなエネルギーの開発と創出を推進していきます。

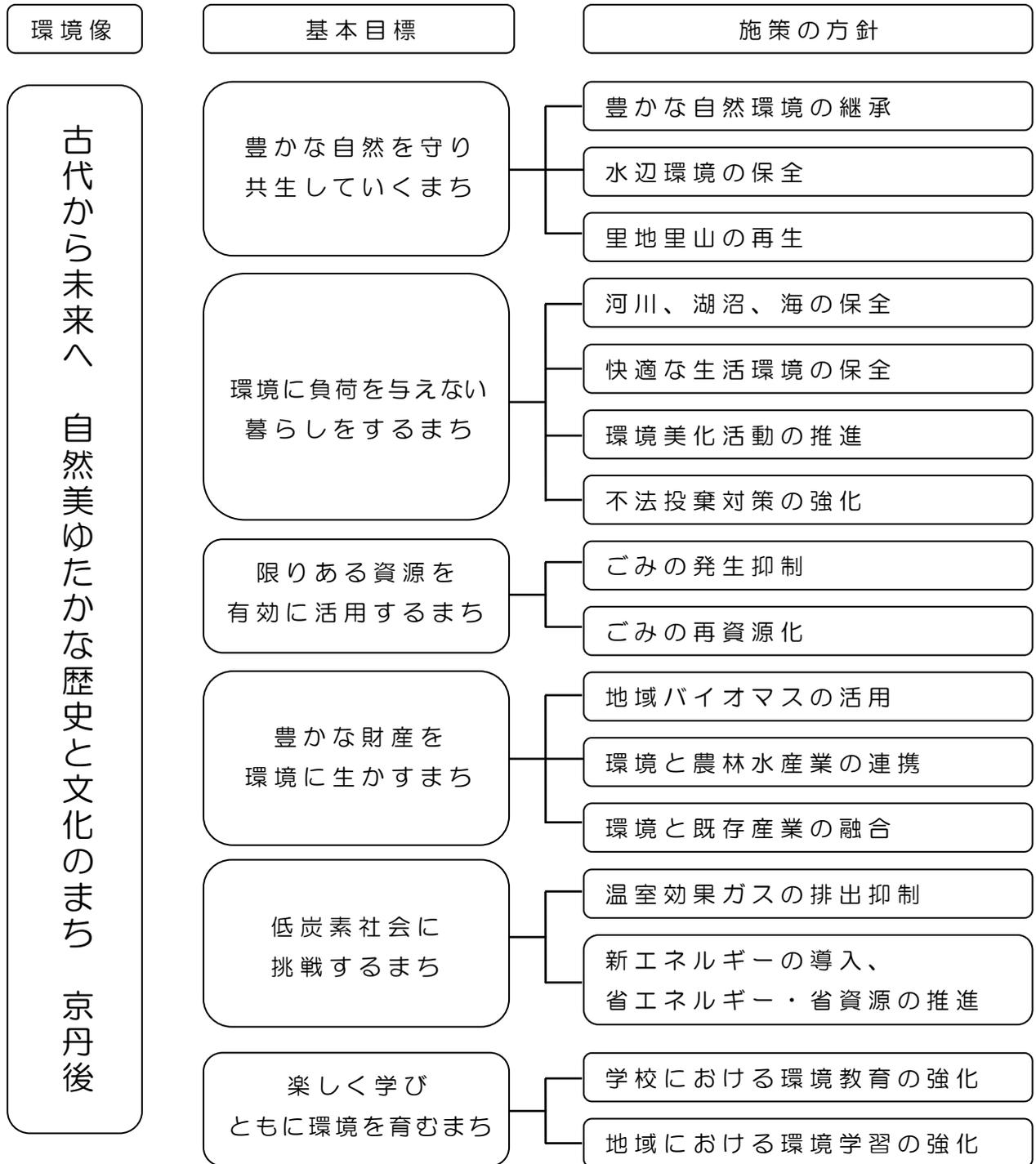
基本目標6 楽しく学び ともに環境を育むまち

私たち一人ひとりが環境について理解し、環境に配慮した暮らしをしていくためには、環境の現状を十分に理解する必要があります。そのためには環境についての学びの場や正しい情報の提供が必要です。また、教育・学習の場は、子どもだけでなく大人にも必要です。そのため学校や地域等での教育・学習ができる環境づくりを推進します。

注)「★」を付けた語句については、資料編に用語説明をしています。

第3節 施策の体系

本市の望ましい環境像の実現に向け、基本目標に対する施策の方針を次のように体系づけ、計画を推進します。



第3章

計画を推進するための具体的行動

第3章 計画を推進するための具体的行動

計画を推進するための具体的行動とは

本市の望ましい環境像の実現に向け、基本目標を達成するため、市民、事業者、市民団体、旅行者及び市がとるべき行動の指針を示したものです。

計画を推進するための具体的行動では、本市の地域特性や意識調査の結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、個別の環境問題に即した施策を展開していきます。

なお、本章は、以下のように構成されています。

1.基本目標

基本目標とは、望ましい環境像を実現するために本市が目指す、望ましいまちの姿を示すものです。本章では基本目標ごとに、施策の方針、現状と課題、目標を達成するための市の取組、主体別行動指針について示します。

2.施策の方針

基本目標ごとに、本市における施策の方針を示します。

3.現状と課題

施策の方針ごとに、本市の環境に関する現状と課題を示します。

4.目標を達成するための市の取組

施策の方針に基づいて、市が行う基本的な施策を示します。

5.主体別行動指針

施策の方針に基づいて、市民、事業者、市民団体、旅行者が行う環境の保全及び創出に関する日常的な行動指針を示します。

- ・「市民の行動指針」については、家庭や個人で行うべき取り組みを示します。
- ・「事業者の行動指針」については、事業者が行っていく取り組みを示します。ここには、農林水産業従事者や個人経営の商店の取り組みも含まれます。

-
- ・「市民団体の行動指針」については、営利を目的としない市民団体で行うべき取り組みを示します。
 - ・「旅行者の行動指針」については、旅行及び別荘などへの滞在のために本市に訪れた旅行者が行うべき取り組みを示します。ここには、業務などで本市を通過する人の取り組みも含まれます。

第 1 節 豊かな自然を守り共生していくまち

1. 豊かな自然環境の継承

現状と課題

本市は、山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園といった自然公園や丹後上世屋内山府自然環境保全地域、権現山歴史的な自然環境地域などの指定地域をはじめ、琴引浜（国指定天然記念物・名勝）、アベサンショウウオ基準産地（府指定天然記念物）、若宮神社のスタジイ、内山の大ブナ、アベサンショウウオ、平海岸海浜植物群自生地、宇川流域天然鮎生息地、八幡神社ムクロジ、生王部神社スタジイ、迎接寺跡シイ、霧の宮神社八岐杉、峰山陣屋跡のエノキ、雲松寺のタラヨウ（市指定天然記念物）に代表される貴重な環境資源と市の総面積の74%を占める森林など豊かで美しい自然環境に恵まれています。

また、平成20年12月には、本市を含む山陰海岸の貴重な地質遺産が評価され、山陰海岸が「日本ジオパーク★⁵」に認定されました。

しかしながら、これらの豊かで美しい自然環境は様々な人間活動の影響によって大きな脅威にさらされているのも現状です。たとえば、林業の衰退により森林が荒廃し、水源涵養機能などの公益的機能の低下を引き起こすことが考えられます。

また、開発などによる直接的な影響や、環境の質の変化など間接的な影響により、生態系が破壊、分断されることで動植物の生息・生育域が危機にさらされています。さらに、近年は外来生物★⁶の移入による在来種への圧迫や寄生生物・伝染病の持ち込みなど、地域の生態系への影響が問題となっています。

本市の豊かな自然環境を継承していくためには、開発等による影響を最小限とし、地域の生物多様性を保全する必要があります。

このため、貴重な生態系や動植物を保護するための体制を整備するとともに、これらの重要性を理解するため、自然とふれあえる場を確保する必要があります。

目標を達成するための市の取組

・ 計画的な森林管理の推進

森林が有する水源涵養機能などの公益的機能を維持するため、放置された森林について、放置林、放置竹林の伐採などの計画的な森林管理を推進します。

・ 地域の生物多様性の保全

地域の生物多様性を保全するため、生物多様性地域戦略^{★7}を策定し、自然環境の状況調査を行い、市内に生息する貴重種^{★8}の保護を推進するとともに、生物多様性の保全に関する対策についての基本的な方針を示します。

また、市内の外来生物に関する施策について基本的な方針を示します。

・ 自然とのふれあいの場の確保

自然とのふれあいの場を確保するため、自然を間近で実感できる施設を整えるとともに、自然体験イベントや森林ボランティアなどの条件づくりを推進します。

・ 山陰海岸ジオパーク構想の推進

山陰海岸の地質や自然を地域、行政、民間が協働して保護・保全するとともに、地質遺産を活用した教育活動やジオツーリズム（観光振興）を実施することで、山陰海岸ジオパーク構想の推進を図ります。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 森林や河川、海などそれぞれの地域の自然を保全する活動に積極的に参加しましょう。・ 本市の動植物に関心を持ち、貴重な動植物の情報については、市に知らせましょう。・ 外来生物を捨てないようにしましょう。・ 森林ボランティアに参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所周辺の動植物に関心を持ち、貴重な動植物の情報は、市に知らせましょう。・ 山林所有者は、市民や団体等のボランティアと連携して、森林の適正管理を行いましょ。・ 山林等の開発を行う際は、生態系への影響を最小限に止めるように努めましょう。・ 森林ボランティアに参加しましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 森林や河川、海などそれぞれの地域の自然を保全する活動の普及啓発を推進しましょう。・ 森林ボランティアに参加しましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・ 野生の動植物を持ち帰らないようにしましょう。・ 森林ボランティアに参加しましょう。

2. 水辺環境の保全

現状と課題

市民のゆとりと豊かさへの志向や自然環境への関心が高まる中、河川、湖沼、海辺などの身近な水辺空間は、市民の親水空間として重要な役割を果たしています。また、景観的な側面からも人間生活に潤いを与えるものとなっています。

一方で、洪水や高波、津波などの自然災害による被害を防止するため、河川改修や海岸の護岸整備などを行ってきた結果、多くの河川や海岸から豊かな清流や多様な生物が生息する本来の自然の姿を奪ってきました。

また、人と自然のふれあいの場として、水辺の生物の生息空間にも配慮した水辺環境の保全・整備を進めることが重要となっています。

これらを踏まえ、河川、湖沼、海辺が市民や旅行者の憩いや安らぎの場となるよう、水に親しめる空間を整備・維持管理するとともに、生態系などの自然環境に配慮した多自然型河川^{★⁹}の整備や、海浜・海洋の環境保全に取り組んでいく必要があります。

目標を達成するための市の取組

・河川、湖沼、海とふれあいの場の創出

河川、湖沼、海とふれあえる場を創出するため、改修事業及び維持補修事業を実施する際には、その水辺環境を保全し、公園整備や親水化、散策路整備等により、水に親しめる空間整備を推進するとともに、その整備について国や府などの関係機関に働きかけます。

・自然豊かな河川等の保全、整備

市民、事業者、市民団体等による河川、湖沼、海辺の清掃、美化活動や水辺環境の保全、維持管理活動等の自主的な活動を支援します。

また、間伐材などを利用した河川改修・護岸整備を府と連携しながら実施し、山から海までの河川流域全体を視野に入れた水辺における生態系保全の推進に努めます。

主体別行動指針

市民 事業者 市民団体 旅行者	<ul style="list-style-type: none">・河川、湖沼や海辺で実施される清掃活動、維持管理活動等のボランティア活動（河川・海岸一斉清掃等）には積極的に参加しましょう。・水に親しめる空間を利用しましょう。・河川、海岸などにごみを捨てないようにしましょう。・水に親しめる空間を利用しましょう。
--------------------------	--

3. 里地里山の再生

現状と課題

本市の里地里山★¹⁰がある農村環境は、過疎化や農業従事者の高齢化にともなう共同体の機能低下などの理由により、荒廃が進んでいます。

里地では、放棄された水田や畑地が増えており、今まで田畑に依存してきた生き物が生息できなくなるとともに、それらを餌とする鳥などにも影響を与えています。

また、里山はアカマツ林やコナラ林などの里山林★¹¹によって構成されていますが、エネルギー源の転換や生活様式・生産様式の変貌などにより、山の手入れが滞り、松枯れや竹林化が進んでいます。放置された里山林は、有害鳥獣の格好の温床となるため、集落内の農産物を常食化する有害鳥獣の被害が後を絶たない状況にあります。

こうした状況は、有効に活用できる資源を放置していることで発生しており、住民の安全と静穏を脅かしている状況にあるといえます。

このことから、里地里山の再生のためには、まず里山林の活用により再生し、鳥獣被害を減少させるとともに、持続可能な資源利用を行っていく必要があります。また、里地の人たちの静穏な生活環境の保全及び生産意欲の向上を進めていく必要があります。

目標を達成するための市の取組

・里地の再生

農村環境計画★¹²の推進により環境保全型農業★¹³の普及を図り、多様な環境とその連続性を保全し、地域ぐるみで里地の再生を行います。

・里山林の活用

里山の保全を推進するため、コナラ、クヌギ、アカマツ、竹などを薪や炭、木質ペレット★¹⁴など燃料の材料とすることや、シイタケ栽培用のほだ木、工芸品製作の材料等として利用することにより、継続的に里山林を活用します。

また、松くい虫の駆除・処理を行い、里山林の健全化を促進します。

・鳥獣被害の減少

鳥獣被害防止計画★¹⁵を推進し、個体数管理、被害地管理、生息地管理、防除体制づくりを行なうとともに、里地里山を整備することで生態系の維持・再生を行います。また、牛の放牧によるバッファゾーン★¹⁶を形成し、鳥獣被害の低減を目指します。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・里地里山を整備する活動に参加しましょう。・薪やペレットを使用するストーブの導入を進めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・山林所有者は、市や市民と連携し、保全と活用に努めましょう。・薪やペレットを使用するストーブやポイラの導入を進めましょう。・バッファゾーン形成のための牛の放牧事業を行いましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・耕作放棄地★¹⁷を利用した事業を推進しましょう。

第2節 環境に負荷を与えない暮らしをするまち

1. 河川、湖沼、海の保全

現状と課題

河川、海域の公共用水域の水質汚濁の要因は、大別すると、家庭からの「生活排水」によるものと、工場等の事業活動に伴う「産業排水」によるものに分けられます。市内における主要な河川及び海域に流入するBOD負荷量★¹⁸は、平成18年度においては、生活排水が最も多く、次いで産業排水の順となっています。

特に生活排水の計画処理区域における排水処理率は、平成19年度現在で32.7%であり、残りの67.3%は処理をされずにそのまま河川に排出されています。

また産業排水には、工場、事業所からの排水以外にも農地に由来する汚濁負荷も含まれており、農薬や施肥の管理不十分によるリンや窒素、代かき後の濁水が公共用水域に流入しています。

このような状況下で、久美浜湾などで水質の環境基準★¹⁹を達成していないなど、閉鎖性水域★²⁰及び中小河川等の水質改善が進まない水域については、総合的な水質保全対策を講じる必要があります。

目標を達成するための市の取組

・生活排水対策

公共下水道や集落排水処理施設の整備、合併浄化槽の適正管理により公共用水域に流入する水質改善を図ります。

また、公共下水道などの汚水処理施設が整備された地域の一般家庭や事業所に対して、加入を促進します。

・産業排水対策

工場・事業所からの排水に対して、立入検査の強化と有害物質の適正な取扱いの徹底指導を府と連携し行なうとともに、家畜排せつ物を適正に管理する処理施設の整備促進を図り、公共用水域への汚水の流入防止を指導します。

また、農地などから流出する余分な肥料や農薬などの汚濁負荷についても、水質改善に向けた普及・啓発を行い、環境保全型農業への移行を推進します。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・公共下水道、集落排水への接続や合併浄化槽設置をすみやかに行いましょう。・調理くずや油を排水に流さないように努めましょう。・環境にやさしい洗剤の使用や洗剤量の抑制に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・公共下水道、集落排水への接続や合併浄化槽設置をすみやかに行いましょう。・水質汚濁物質の排出抑制に努めましょう。・農薬や肥料の適正使用、濁水防止に努めましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・調理くずや油を排水に流さないよう啓発しましょう。・環境にやさしい洗剤の使用や洗剤量の抑制について、啓発しましょう。

2. 快適な生活環境の保全

現状と課題

本市の公害苦情件数は、不法投棄に関するものを除くとわずかですが、工場・事業所のほか、ごみの野焼き、農作業における騒音や粉じんなどに関する苦情も寄せられており、生活環境に関する問題は皆無とはいえません。

また、市内での移動は自家用車が主な交通手段であり、公共交通機関への依存度が低く、自動車登録台数も年々増えていることから、今後、自動車走行に伴う大気汚染や騒音・振動などの苦情の増加が懸念されます。

工場や事業所等については、市は府とともに一定規模以上の工場や事業所等に対して、立ち入り検査や適正な指導を行い、公害に関連する苦情には適宜対処していますが、法の対象にならない個人レベルの公害もあることから、それらに対しても適切に対応していく必要があります。

市内には、中高層の建築物が少なく、市街地からも山の稜線が望めるなど、建築物による景観阻害はあまりありませんが、屋外広告物に関しては、都市を構成する重要な要素の一つとして、都市景観との調和が必要とされます。本市の良好な景観を形成するため、観光サインの統一化を図るとともに、道路、河川の環境整備時には景観に配慮していく必要があります。

今後、公害の未然防止や拡大抑制のためには、環境への監視を常に行うとともに、市民・事業者・旅行者等への啓発を行い、より快適な生活環境の保全を推進していく必要があります。

目標を達成するための市の取組

・工場・事業所に対する規制、指導

工場・事業所からの大気汚染・悪臭について、立入検査の強化と有害物質の適正な取扱いの徹底指導を府と連携し行うとともに、騒音・振動についても、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を府と連携し行います。

・近隣公害対策

近隣公害対策のため、生活騒音の指導を行ないます。
また、違法な野焼きに対して指導を行ないます。

・景観の保全と創造

観光サインの統一化を図るとともに、環境に配慮した道路・河川の整備を行い、みどり豊かな都市景観の形成を図ります。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・アイドリングストップなどのエコドライブ^{★21}で環境に配慮した自動車の運転をしましょう。・ごみの野焼きや騒音など、近隣の人の迷惑にならないような生活を心がけましょう。・自家用車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・アイドリングストップなどのエコドライブで環境に配慮した自動車の運転をしましょう。・事業活動に伴う大気汚染物質の排出や騒音、悪臭等について、抑制しましょう。・不必要な看板は撤去しましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・アイドリングストップなどのエコドライブで環境に配慮した自動車の運転をしましょう。・自家用車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・アイドリングストップなどのエコドライブで環境に配慮した自動車の運転をしましょう。・公共交通機関を優先的に利用しましょう。

3. 環境美化活動の推進

現状と課題

本市は、「京丹後市美しいふるさとづくり条例」を制定し、公共の場所などへのポイ捨てや犬のふん放置を禁止しているほか、特別保護区域や重点区域の指定を行い、特別保護区域内においては、喫煙・花火・キャンプ・炊飯その他自然環境の保全に影響を及ぼす行為を禁止しています。

さらに、環境保護団体を認定し、保全区域内のパトロールを実施するとともに、禁止行為について、監視、指導、啓発及びその他の活動を行う権限を与えています。

市内では、はだしのコンサートをはじめとする環境美化活動を地域の団体等が行っていますが、アンケートの結果では「不法投棄やポイ捨て防止などの環境美化」に関し不満度が高く、教育面でも「子どもに対してポイ捨てはいけないことを理解させる」など、環境美化に対する関心は高くなっています。しかし、従来意識のままの市民もいることから、環境美化活動に関する啓発を行うとともに、市民の意識をさらに高めるために環境美化推進に関する協議会の設立など体制を確立する必要があります。

また、条例における重点区域の指定数を増やし、市民、事業者、市民団体、旅行者及び市が一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進することが重要です。

目標を達成するための市の取組

・環境美化の啓発

美しいふるさとづくり条例に基づき、ポイ捨てや犬のふん防止に関する啓発を実施するとともに、店舗又は自動販売機等により飲食物を販売する事業者に対し、容器の回収方法等に関する指導を強化します。

・環境美化推進体制の確立

環境美化推進体制としての協議会の設立を検討するとともに、清掃用具の提供や美化活動によって回収されたごみの処理など環境美化活動を支援します。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ペットのふんの後始末を行う等マナーを守りましょう。・空き缶などごみの投げ捨てをしないなど、環境美化に努めましょう。・ごみは、分別して指定された場所に排出しましょう。・自宅周辺の清掃活動を行いましょう。・自治会等による見まわりなど、地域全体での清掃活動を行いましょう。・海岸や河川では、釣りの際に出るごみや釣針等を放置せず、必ず持ち帰りましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・自動販売機の設置を控えるよう努めましょう。・事業所周辺の清掃活動を行いましょう。・事業者グループでの清掃活動を行いましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別・排出方法等に関する啓発を行いましょう。・環境美化活動を支援しましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・空き缶などごみの投げ捨てをしないなど、環境美化に努めましょう。・海岸や河川では、釣りの際に出るごみや釣針等を放置せず、必ず持ち帰りましょう。

4. 不法投棄対策の強化

現状と課題

本市によせられる公害苦情の多くは廃棄物の不法投棄に関するものであり、平成19年度には91件中72件にも達しています。

ごみの不法投棄やポイ捨ては、山間部や河川などに多くみられ、それらが大雨のときに流出し海岸部にまで達しており、中には回収を行うには非常に危険な場所にまで投棄されているものもあり、多くの市民や旅行者が不快に感じています。

また、早期発見が遅れた場合、不法投棄されたものの中から有害物質が流出し、新たな環境汚染を発生させる可能性もあります。

不法投棄は、産業廃棄物処理業者のほか、旅行者のごみのポイ捨てや、一般市民による家電製品などの投棄もあり、加害者、被害者が共に市民であるということも考えなければなりません。不法投棄は犯罪であるという意識を常に持つことが重要となってきます。

不法投棄された廃棄物は行為者によって撤去されなければなりません。不法投棄の行為者が特定できなかった場合は、土地を管理する土地所有者が責任を持って対応することとなります。

不法投棄をなくしていくためには、清掃作業の実施や不法投棄防止を啓発する看板の設置のほか、不法投棄の多発する区間には、草刈などの土地管理により、ごみを捨てられない環境づくりを地域ぐるみで行っていく必要があります。

目標を達成するための市の取組

・ 監視及び指導の強化

不法投棄の防止に関する意識の普及・啓発活動を行なうとともに、不法投棄に対する監視体制の検討を行います。

・ 早期発見通報体制の確立

府の不法投棄等特別対策と連動し、不法投棄等撲滅京都市民会議など関係団体との連携を持ちながら、違法行為の情報収集・分析、監視パトロールの強化等により、不法投棄の早期発見通報体制を確立します。

・ 不法投棄の防止

不法投棄されやすい場所については、定期的な草刈等により、廃棄物が投棄されないよう、土地の適正な管理を行います。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 不法投棄をされないよう所有地の草刈等を行い、適正に管理しましょう。・ 不法投棄の情報提供など、不法投棄監視に協力しましょう。・ 自動車の処分は適正に行い、庭先や空き地への放置は行わないようにしましょう。・ ごみの野焼きや屋外放置は行わないようにしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物は適正に処理・処分し、不法投棄をしないようにしましょう。・ 自動車の処分は適正に行い、庭先や空き地への放置は行わないようにしましょう。・ ごみの野焼きや屋外放置は行わないようにしましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 不法投棄の情報提供など、不法投棄監視に協力しましょう。

第3節 限りある資源を有効に活用するまち

1. ごみの発生抑制

現状と課題

本市では、家庭から排出される一般廃棄物を対象に、指定ごみ袋制によるごみの減量化を行っています。

しかし、本市のごみ排出量の推移をみると、台風による災害のあった平成16年度を除き、平成8年度以降25,000t/年程度でほぼ横ばいとなっていますが、一人当たりのごみの排出量は、平成19年度には1,219グラム(1人/日あたり)で、「第1次総合計画」で掲げた1,000グラム以下という目標を達成していません。

1,000グラム以下の目標を達成するためには、今まで以上にごみ排出量の削減が必要となってきます。

市民アンケートの結果からも、ごみ減量の有効方法については、「過剰包装をやめる」との回答が最も多く得られていることから、マイバッグを使用し過剰包装を断ることで、包装ごみの排出を減らし、ごみの発生を抑制していく必要があります。

商品購入時の包装ごみを減量するため、レジ袋の削減、簡易包装の推進や消費者に対するPRを行っている店舗をごみ減量優良協力店として、市が認定するなど、廃棄物減量化の取り組みを推進することも必要です。

また、再資源化されている缶やペットボトルなども基本的にはごみであるという意識の向上を進めていくことが重要になります。廃棄物の減量化に関する事業者や市民団体の取り組みを市のホームページなどで広く周知することも必要です。

さらに、不用品の交換や、再資源化にまわる前に再使用できる状態にすることなどについて、市民・事業者・市民団体が参加できるシステムを構築する必要があります。

目標を達成するための市の取組

・減量化の推進

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ量の減量を推進するため、ごみ減量化に向けた意識の普及・啓発に努めます。

また、市内でのイベント開催時には、出店者と来場者の協力により、リユース食器★²²などの導入を進め、使い捨て容器の削減を行ないます。

・減量化への体制の構築

ごみ減量優良協力店の認定制度など、ごみの減量に関する取り組みを検討するとともに、事業者・市民団体等による活動を広く周知することで、家庭から発生するごみの減量化を推進します。

・循環利用システムの構築

不用品情報掲示板等を創設し、不用品の交換事業を行うことにより、ごみの発生を抑制するとともに、事業活動、消費活動における資源の有効利用を普及・啓発します。

また、不用品の循環利用を進めるために、市内で開催される4R★²³イベントなどを紹介します。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・マイバックの持参に努め、過剰包装は断ることで、包装ごみの減量に努めましょう。・使い捨て商品等は購入しないようにするとともに、詰め替え可能な商品を購入しましょう。・不用品は捨てずに、リサイクルショップ等を利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ゼロ・エミッション★²⁴を目指し廃棄物減量に努めましょう。・生産から流通、販売、使用、廃棄までの環境負荷を小さくする製品づくりをすすめましょう。・商品を販売する際には過剰包装は行わないようにしましょう。・詰め替えができる商品を販売しましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・4Rイベント、リサイクルショップ等の情報を提供しましょう。・イベント開催時のリユース食器などの導入を市民、事業者に呼びかけましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・過剰包装は断ることで、包装ごみの減量に努めましょう。・ごみになるものの持込みをなくすよう努めましょう。

2. ごみの再資源化

現状と課題

本市では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種による分別収集を行っており、このうち「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・その他色）」、「ペットボトル」、「その他プラスチック容器包装類」、「古紙類（大宮町のみ）」の分別収集を行っています。（平成22年度より「その他金属類」の分別を予定）

また、市民のごみ問題への意識高揚及び再資源化によるごみ減量化の促進に資するため、古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック等）の回収を集団回収で行っており、PTAや共同作業所などに対して、補助金の交付を行っています。

地域懇談会では、「分別を進めるには、分別したごみの行き先を明確に示す必要があるのではないか」といった意見も出ており、更なる資源化を進めるためには、分別の結果を明示し、ごみを分別することによる効果を広く知ってもらおうということが重要であると思われます。

目標を達成するための市の取組

・ 廃棄物の再生利用の推進

ごみの資源化に配慮した生活様式や事業活動の普及・啓発に努めます。
また、市が行う事業を発注する際には、可能な限り再生資源を有効に利用した事業を推進します。

・ 資源循環モデル施設の確保

ごみの適正処理に向けた組織体制を確立し、リジェクト★²⁵・リデュース★²⁶・リユース★²⁷・リサイクル★²⁸の4Rを進める市民の意識啓発を図り、ごみの減量・資源化を促進します。

また、不用品の交換事業やリフォーム等を通して、資源循環を進める市民の意識啓発を図るための機能を備えたリサイクルセンターなどの整備について検討します。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別を徹底しましょう。・グリーン購入★²⁹に努めましょう。・リサイクルショップ等を活用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・再生資源を利用した製品、材料の購入利用に努めましょう。・グリーン購入に努めましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・廃食用油の回収活動を行いましょう。・分別指導及びマナー対策等の向上を市民に啓発しましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別に協力しましょう。

第4節 豊かな財産を環境に活かすまち

1. 地域バイオマスの活用

現状と課題

本市は、平成19年11月に「京丹後市バイオマスタウン構想」を公表し、地域バイオマスを活用した新たな産業の振興による地域づくりを目指しています。

バイオマスとは、生物資源（bio-バイオ）の量（mass-マス）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいます。

本市には、汚泥、生ごみ、廃食用油、家畜排泄物などの廃棄物系バイオマスと、稲わら、籾殻、林地残材、竹材などの未利用系バイオマスとがあります。これらは現在、たい肥化、BDF^{★30}化、農地還元などにより利用されていますが、まだ廃棄物として焼却されるなど利用が進んでいないものもあります。

また、農業振興の一環として、菜の花やヒマワリなどの資源作物の栽培も考えられます。

これら地域のバイオマス資源を有効に利活用するためには、未利用の資源を有効に活用するための検討や、再資源化率が低い生ごみの分別・回収方法など収集体系の確立を検討する必要があります。また、水産系の資源は一部を除いて利活用が進んでいないため、利活用のための変換技術や具体的な利用方法等を検討する必要があります。

統一した処理体制や利活用計画を定めていくためには、市民・事業者・市民団体が、市と有機的に連携し、協働意識を構築するとともに、地球温暖化問題への理解と温室効果ガス^{★31}の発生抑制に市民一人ひとりが参加しているという意識を高めていくことが必要です。

目標を達成するための市の取組

・ 廃棄物系バイオマス利用の推進

生ごみを用いたバイオガス発電及びメタン発酵後の有機物の堆肥化を推進するとともに、一般家庭などから発生する廃食用油を回収し、BDF精製プラントで燃料化し、公用車、公共交通機関や農業機械などでの使用を促進します。

・ 未利用系バイオマス利用の推進

林地残材(間伐材、被害木等)等を用いた燃料化を推進するとともに、エネルギー革命によって使われなくなった木質バイオマスの利用の推進を検討します。

また、木質バイオマスを原料とするバイオマスプラスチック化事業を推進します。

・ 資源作物利用の推進

菜の花やヒマワリなどを市内の農地で栽培し、観光資源としてPRするとともに、採取した種を搾油施設で食用油に精製し、これを市内の学校等の給食に利用する方向で検討します。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 生ごみの分別を行い回収に協力しましょう。・ 廃食用油の回収に協力しましょう。・ 菜の花など資源作物の栽培に参加しましょう。・ バイオマス関連製品を利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 食品残渣の回収に協力しましょう。・ 廃食用油の回収に協力しましょう。・ 有機肥料を積極的に使用しましょう。・ バイオマス関連製品をつくりましょう。・ BDFを燃料として利用しましょう。・ 菜の花など資源作物の栽培に土地提供などの支援をしましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 廃食用油の回収を推進しましょう。・ 菜の花など資源作物の栽培を普及・啓発しましょう。

2. 環境と農林水産業の連携

現状と課題

農業や林業は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止などの機能を、また、漁業は、藻場や干潟の保全、水質浄化、物質循環などの多面にわたる機能を保持しています。この機能は環境の保全に大きな役割を果たしています。

しかし、農林水産業は若者の就業率が低く高齢化が進んでいるとともに、安定した収入が見込めないため離職する就業者が多く、農地・森林の荒廃や、藻場・干潟の消失などをくい止めるための基本的な人材が不足しています。

こうした人材不足を解消するためには、有機資源の活用等による環境保全型農業の育成や、放流・中間育成・魚礁設置などのつくり育てる漁業への転換を進めることで、農林水産業を効率的かつ安定的なものにすることが重要となってきます。

また、自然と調和のとれた農林漁業活動を推進することは、昨今の食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりにも合致するものです。

さらに、農林漁業そのものだけでなく、副収入を得られるような農山漁村が体験できる旅行の仕組みを構築し、都市と農山漁村の共生、交流を図るとともに、これらを実行するための具体的な手順を示す必要があります。

目標を達成するための市の取組

・農林水産業に触れ合う場の創出

本市の山、里、海の豊かな自然と風光明媚な景観を利用し、穏やかな風景との調和を図りながらクライנגルテン★³²等を整備することにより、農業体験等について年間を通して都市部との交流事業を推進し、交流人口の増加を図ります。

また、農林漁家民泊及び地域体験型学習のための地域資源の発掘・調査を推進するとともに、受け入れプログラムを作成し、研修・研究・指導者の育成を推進します。これにより農林水産業の基盤整備を行い、後継者が育成できる体制の確立を進めます。

・環境保全型農業の促進

カニ殻、カキ殻、伐採竹、刈り草などの地域資源を有機資材として活用するとともに、農薬や化学肥料の低減を図り、環境保全型農業を推進し農産物のブランド化を図ります。

また、このような環境に優しい農業生産を行うエコファーマー★³³の認定数の増加を推進します。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・減農薬、有機農法による農作物や加工品を積極的に購入することで、環境保全型農業の推進に協力しましょう。・地元の生産物を購入しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・地域特性を生かした農産物の栽培に努めましょう。・地元の生産物の販売を促進しましょう。・地元産の木材の普及や活用を促進しましょう。・農林漁業体験など自然とふれあう機会の提供に努めましょう。・エコファーマーの認定を目指しましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・グリーンツーリズム、ブルーツーリズムを推進しましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・グリーンツーリズム、ブルーツーリズムへ参加しましょう。

3. 環境と既存産業の融合

現状と課題

市内には、織物、機械金属加工、観光など既存の産業が存在していますが、ほとんどの産業分野では軒並み横ばいないしは低迷傾向にあります。長引く産業の停滞によりさらに拍車がかかっており、雇用の場の減少が若者人口の流出にもつながっています。

これらの課題を解決し、元気な京丹後市を取り戻すためには、環境をキーワードとした取り組みによって他都市との差別化を図り、新エネルギーや省エネルギーに関する研究・起業化の可能性を検討するなどして、既存産業の活性化を図ることが必要となってきます。

織物業についても既存の丹後ちりめんに加え、今まで絹を精錬する際に廃棄していた絹セリシン^{★34}を利用することで、廃棄物の減量を図りつつ丹後ちりめん以外での活性化を図る手法が考えられます。

観光については、既存の観光地めぐりや温泉などに加え、市内の環境学習施設の見学や特徴的な地質、地形を生かした新たな仕組みを構築し、観光資源の新規創出を図る必要があります。

また、環境マネジメントシステム^{★35}の活用により、環境負荷の低減ならびに環境貢献製品の開発を行うとともに、改善活動の推進による企業の体質強化を図り、環境調和型経済社会を構築していく必要があります。

目標を達成するための市の取組

・環境に配慮した商工業の振興

ISO14001★³⁶やKES★³⁷などの環境マネジメントシステムを導入する企業を支援します。

また、過剰包装等の中止や資源回収を行うなど、製品の開発から製造・流通・消費の各段階において、廃棄物の発生抑制及び適正処理など環境に優しい事業活動を行うよう啓発・指導を強化します。

・エコビジネスの育成

絹セリシン、カニ殻等の従来廃棄物となっていた地域資源の産業化を促進します。

また、地域における環境ビジネスの推進を図ります。

・エコツーリズム、ジオツーリズムの推進

風のがっこう京都などの環境体験学習施設のほか、ブナ林、立岩、琴引浜、久美浜湾などの特徴的な自然環境を最大限に利用し、市固有の魅力を観光客に伝えるとともに、平成21年度に本市などをメイン会場として開催される自然公園ふれあい全国大会を通して、エコツーリズムやジオツーリズムの推進に取り組みます。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・地元産品を積極的に購入しましょう。・エコツーリズム、ジオツーリズムへの参加を促進しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・環境関連技術の開発や事業化を検討しましょう。・ISO14001やKESなどの環境マネジメントシステムを導入しましょう。・ペレットストーブ★³⁸、ペレットボイラ★³⁹等クリーンエネルギー関連製品の開発を進めましょう。・エコツーリズム、ジオツーリズムへの参加を促進しましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ISO14001やKESなどの環境マネジメントシステムを導入する企業を支援しましょう。・エコツーリズム、ジオツーリズムへの参加を促進しましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・エコツーリズム、ジオツーリズムへ参加しましょう。

第5節 低炭素社会に挑戦するまち

1. 温室効果ガスの排出抑制

現状と課題

地球温暖化は、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。この温室効果ガスのうち、最も多く排出されているものが二酸化炭素です。

平成20年から京都議定書に基づく温室効果ガス排出削減の約束期間に入り、わが国でも、1990年と比べて6%の温室効果ガスの排出削減が求められています。

本市における二酸化炭素の発生推計量は、1990年から2000年にかけては増加し、2000年から2003年においては減少してきていますが、基準年である1990年から2003年の発生推計量をみると約26%増加しています。理由としては、業務部門と家庭部門の増加によるものと考えられます。

また、アンケートによる環境に関する関心については、地球温暖化の仕組みや対策についてよく知っている、知っているが66.2%にも上っており、関心の高さがうかがえます。

また、本市での市内移動は、主に自家用車が使用されていますが、この自家用車からの温室効果ガスの排出を減らすためには、公共交通機関のさらなる利用が有効であると考えられます。

政府は、地球温暖化防止のための長期目標として、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比で半減させるため、革新的技術の開発を掲げ、低炭素社会づくりを目指しています。

市役所においては、地球温暖化対策実行計画^{★40}に基づき、平成22年度までに市の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成16年度比で8.8%以上削減することとし、その推進を図っていますが、今後は、地球温暖化対策地域推進計画^{★41}を策定し、産業や家庭などのあらゆる分野で、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することが求められています。

目標を達成するための市の取組

・ 温室効果ガスの排出抑制対策の推進

京丹後市地球温暖化対策実行計画を実行し、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業などを含む市の事業における温室効果ガスの総排出量の抑制を推進します。

また、地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市内における温室効果ガスの排出量を把握し、温暖化対策に資する具体的な事業の推進を図ることにより、各部門（産業・業務・運輸・家庭）★42における温室効果ガスの削減を推進します。

・ 公共交通等の利用促進

自家用車等の依存度を低下させるため、公共交通ネットワークの利便性を高め、利用促進を図るとともに、自転車の利用など地球温暖化防止に配慮した生活様式の普及・啓発に努めます。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 環境家計簿★43を活用し、二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。・ エコドライブ車載機★44を利用し、エコドライブを実践しましょう。・ 公共交通機関、自転車を利用した生活に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所においてエコドライブの講習を行い実践しましょう。・ エコドライブ車載機を利用しエコドライブを実践しましょう。・ 公共交通機関の利用に努めましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 温室効果ガス排出抑制の方法について、普及・啓発しましょう。・ 公共交通機関の利用について、普及・啓発しましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none">・ 公共交通機関の利用に努めましょう。

2. 新エネルギーの導入、省エネルギー・省資源の推進

現状と課題

本市では、地球温暖化防止を進めるために、自然のエネルギーである「うみかぜ」に恵まれた地の利を活かして小型の風力発電機を家庭・事業所・公共施設などにモデル的に設置することにより、二酸化炭素排出量の削減を行ってきました。

また、省エネルギーによる温室効果ガスの排出量削減を目的とするエコドライブ普及啓発事業を行い、市民や事業者に環境に対する意識啓発を図り、環境に優しい京丹後市を市内外に広くアピールしてきました。

一方で、エネルギー資源に乏しいわが国は、エネルギーの8割以上を海外に依存しています。このような状況を考えると、特定のエネルギー源に過度に依存することのない各種エネルギー源の適切な組み合わせによってエネルギーの安定供給を確保することが必要不可欠です。

エネルギー資源の多くは石油をはじめ化石燃料に多く依存していることから、これらの消費を減らすことは温室効果ガスの排出低減にもつながります。

また、グリーン購入等によりエネルギー・鉱物・水資源の消費、地球温暖化影響物質やオゾン層破壊物質の放出を低減することも重要です。

これらのことを踏まえ、今後は市内における新エネルギーの利用可能量を推計し、各種エネルギー源の適切な組み合わせによる設備の整備を行い、新たなエネルギーを生み出すとともに、公共施設に限らず、一般家庭や事業所等においても、身近な省エネを積み上げることでエネルギー使用量の削減を進めることが求められています。

目標を達成するための市の取組

・新エネルギーの導入

地域新エネルギービジョン★⁴⁵を策定し、化石エネルギーの消費削減や地球温暖化防止への貢献並びに地域産業の発展を探るために、本市の地域特性を活かした新エネルギーの公共施設への導入推進、開発利用の推進を検討します。

また、バイオマスタウン構想を計画的に推進します。

・省エネルギーの推進

公共施設へのESCO★⁴⁶事業の導入を検討するとともに、ESCO事業が導入できない施設についても、省エネルギー設備等導入計画を策定し、既存公共施設や使用機器における更なる省エネルギーの推進を図ります。

・省資源の推進

グリーン購入等を市が率先して実行するとともに、市民や事業者へも省資源の推進を呼びかけ、省資源型の生活様式への転換を図ります。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光等の自然エネルギーの利用を検討しましょう。 ・家電製品を買い換える時は、省エネルギー型の製品を選んで購入しましょう。 ・低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めましょう。 ・省資源型の生活様式に努めましょう。 ・節電や節水に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光等の自然エネルギーの利用を検討しましょう。 ・省エネルギーに努めるとともに、省エネルギー型機器の導入等に努めましょう。 ・省エネルギー計画等を作成し、省エネルギーに努めるとともに、エネルギー効率の高い機材の導入に努めましょう。 ・低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めましょう。 ・省資源型の生産活動に努めましょう。 ・節電や節水に努めましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー導入について、普及・啓発しましょう。 ・省エネ活動の方法について、普及・啓発しましょう。 ・省資源の推進方法について、普及・啓発しましょう。 ・節電や節水に努めましょう。
旅行者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用にあたっては、節電や節水に努めましょう。

第6節 楽しく学び ともに環境を育むまち

1. 学校における環境教育の強化

現状と課題

学校における環境教育は、児童・生徒たちの目を環境に向けさせるために重要な役割を果たしています。

児童・生徒に行ったアンケート結果によると、どの校種（小中高）においても、ごみに対する関心が高いことがうかがえます。また、小学生においては動植物への影響に関心が高く、中高生になると森林の減少や自動車や工場による大気汚染といった、より目に見えるものへの関心が高くなっています。

教員に行ったアンケート結果によると、環境教育でとりあげる内容として、「ごみやりサイクルの問題」がすべての校種であげられており、今後取り上げたいものとしては、「家庭での省エネや節水など身近な生活面での取組」となっています。高校では「経済と環境問題の関係」といった高度な取組まで考えられています。また、環境教育を行っている場所の中で、「京都エコエネルギー研究センターなどの新エネルギー施設」については、現在あまり利用されていないが、今後9割近くが利用したいとしているほか、体験型の学習についても、今後利用したいという回答が多く見られました。

学校における環境教育を行うにあたり課題となっていることについては、「環境教育を行うための時間がない」や「環境教育に利用できる教材がない」ことがあげられています。

児童・生徒たちの環境問題に対する関心は、学年を重ねるうちに薄れていく傾向が見られるとともに、保護者からは学校における環境教育についての満足度が下がる傾向が見られました。

これらのことから、児童・生徒たちが環境問題に関心を持ち続けていくために、体験型の環境教育メニューや環境教育の場、その実施体制等を整備し、継続的に環境教育を充実していく必要があるといえます。

目標を達成するための市の取組

・環境教育の推進

学校において、児童・生徒が環境についての正しい理解を深め、責任をもって環境保全のための行動がとれるよう、その発達段階に応じて、環境教育の時間の確保や教材を整備し指導を行います。

また、環境教育に関する指導内容、指導方法等についての研修会を実施し教員の指導力向上を図ります。

・環境教育の体制の整備

児童・生徒が環境教育に興味を持ち続けられるよう、環境関連施設以外の自然体験・農林漁業体験など多種多様な教育メニューを構築するなど、実際に身近な自然に触れ、体験できるような環境の整備を行います。

また、保育所や学校等の施設において、朝顔やヘチマ、ゴーヤ等を利用したグリーンカーテンなど、身近で環境意識を高められるような施設運営に努めます。

主体別行動指針

市民	・子どもの環境教育に協力しましょう。また、教材、用具、施設、場所の提供等の支援に努めましょう。
事業者	・環境保全活動を紹介する見学会の開催など、環境教育に積極的に協力しましょう。
市民団体	・学校における環境教育の推進を図る活動に協力しましょう。

2. 地域における環境学習の強化

現状と課題

アンケート調査によると、環境に関する情報の入手先としては、テレビ、ラジオが多く、次いで新聞、雑誌となっています。また、環境学習についての意見として、環境専門職員やリーダーの育成、環境保全活動の実施などが求められています。

このほか、保護者のアンケート調査結果からは、学校以外での子ども向け環境学習が必要という意見が多く見られ、環境美化や環境保全を進めるための環境学習の場が必要であると考えられています。

このことから、学校教育の枠を越えた新たな環境教育・環境学習の枠組みを構築する必要性が問われています。

そのためには、大人にも子どもにも環境問題に対する正しい知識を習得する機会が必要であり、環境に関する情報や地域で行われている活動状況などを広く周知するために、市のホームページ等を十分に活用し、これらの情報を分かりやすく紹介する必要があります。

また同時に、市内の自然豊かな状況や体験学習の場の紹介など、本市から広く情報を発信していくことも有効です。

将来を担う子どもたちは、自らが環境に配慮した行動の実践者となるよう、環境学習を行うことが必要であり、また、子どもたちの模範となるよう、大人や事業者も環境に対する理解を深め、実践していくことが重要です。

子どもも大人も環境を学ぶことができるよう環境教育の推進を図るため、環境に関する専門職員や活動のリーダーとなる人材を育成するとともに、市民・事業者・市民団体・市が協力・連携して環境保全活動に取り組めるような協働の場づくりを行う必要があります。

目標を達成するための市の取組

・環境情報システムの整備

市ホームページに環境保全活動や環境に関する情報を得ることのできるコンテンツ（環境情報システム）を整備します。

・環境情報の提供の充実

環境情報システムや今後予定されるケーブルテレビ等に、市民や事業者が利活用できる省エネ・省資源に関する情報や環境技術に関する最新情報を掲載するとともに、市内の不法投棄に関する情報も掲載することで、投棄されやすい場所を明示し、日頃の予防活動・監視活動による抑止効果を向上させます。

また、府の参加・体験型イベント「京都環境フェスティバル」の誘致や環境に関連する出前講座の実施及び環境保全リーダーの紹介・斡旋等により環境に関する情報の提供を広く行います。

・環境保全リーダーの育成

学校や各地域、事業所、市民団体等における環境保全活動の推進を図るため、環境保全リーダーの育成講座を開催します。

・協働の体制づくりの支援

各地域などで開催される環境学習会などのイベントへの支援を行うとともに、市民・事業者・市民団体・市が協力・連携して環境保全活動に取り組めるよう協働の場づくりを行います。

また、子どもから大人まで参加できるような環境保全活動について情報発信を行います。

主体別行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・環境情報を活用し環境保全活動を広げましょう。・自然観察会や自然体験学習会等に参加・協力しましょう。・自治会等の地域に身近な組織内で勉強会を開催しましょう。・環境保全リーダーの育成講座を受講し、活動を広げましょう。・取組みの成果を市の環境情報システムを利用して発表しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する研修会に参加しましょう。・環境保全リーダーの育成講座を受講し、活動を広げましょう。・取組みの成果を市の環境情報システムを利用して発表しましょう。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・市民等を対象とした環境学習会等を積極的に企画しましょう。・地域における環境保全活動の成果等を市へ提供しましょう。・環境保全リーダーの育成講座を受講し、活動を広げましょう。・取組みの成果を市の環境情報システムを利用して発表しましょう。

第4章

重点プロジェクト

第4章 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは

本市の望ましい環境像の実現に向けた基本施策の中から、環境課題に対する重要な施策、環境像の実現に向けて大きな効果が期待される施策において、早急に実施する必要があり、総合的かつ横断的な推進が必要なものを重点プロジェクトとして位置づけます。

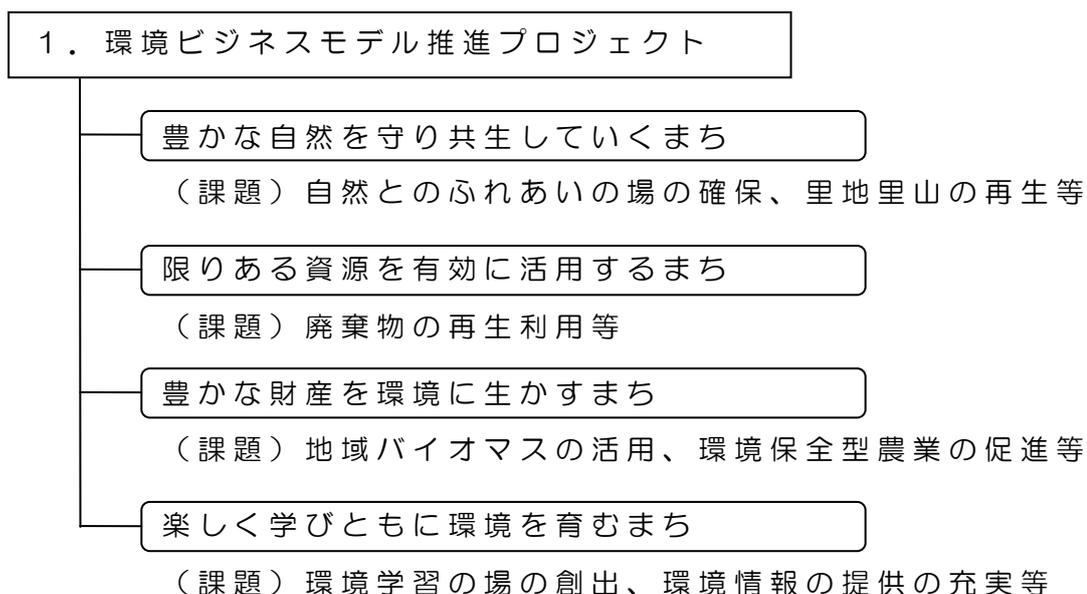
この重点プロジェクトは、前章までに述べた基本目標、計画を推進するための具体的行動と密接に関連し、それぞれの課題を克服するために掲げるものです。

本計画では、次の4つを重点プロジェクトとして掲げることとします。

【4つの重点プロジェクト】

1. 環境ビジネスモデル推進プロジェクト
2. 「山」「里」「海」水のリレープロジェクト
3. 京丹後リ・スタイル（Re-Style）プロジェクト
4. 地域環境学習推進プロジェクト

これらの重点プロジェクトと、基本目標及び主な環境課題との関連を以下に示します。



2. 「山」「里」「海」水のリレープロジェクト

- 豊かな自然を守り共生していくまち
(課題) 生物多様性の保全、水辺環境の保全、整備等
- 環境に負荷を与えない暮らしをするまち
(課題) 生活排水、産業排水への対策、環境美化への啓発等
- 豊かな財産を環境に生かすまち
(課題) 農林水産業に触れ合う場の創出等

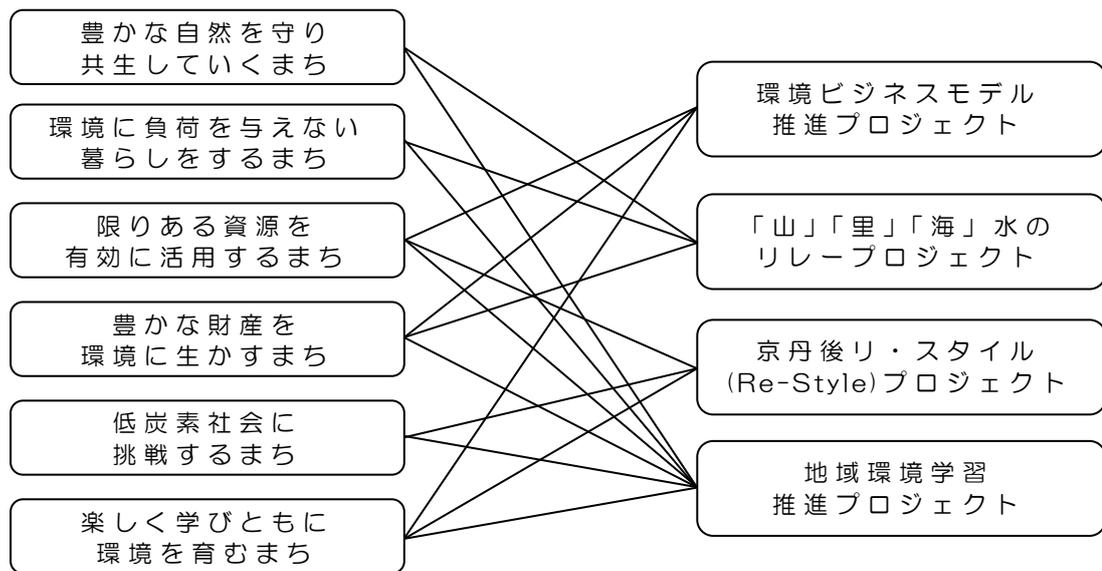
3. 京丹後リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト

- 限りある資源を有効に活用するまち
(課題) ごみの減量化、循環利用システムの構築等
- 低炭素社会に挑戦するまち
(課題) 温室効果ガスの排出抑制、省エネの推進等
- 楽しく学びともに環境を育むまち
(課題) 環境情報の提供の充実等

4. 地域環境学習推進プロジェクト

- 豊かな自然を守り共生していくまち
(課題) 自然とのふれあいの場の確保、水辺の環境保全等
- 環境に負荷を与えない暮らしをするまち
(課題) 環境美化の啓発、不法投棄対策等
- 限りある資源を有効に活用するまち
(課題) ごみの減量化、再生利用の推進等
- 豊かな財産を環境に生かすまち
(課題) 農林水産業に触れ合う場の創出等
- 低炭素社会に挑戦するまち
(課題) 温室効果ガスの排出抑制、省エネの推進等
- 楽しく学びともに環境を育むまち
(課題) 環境教育の体制の整備、環境保全リーダーの育成等

重点プロジェクトと基本目標の相互関係は以下のとおりです。



なお、本章は、以下のように構成されています。

1.目的・概要

プロジェクトを実施する目的と概要を示します。

2.取り組み例

重点プロジェクトを行うにあたり、取り組む方向性を示しています。

3.取組のイメージ

重点プロジェクトで取り組むイメージを示しています。

第 1 節 環境ビジネスモデル推進プロジェクト

目的・概要

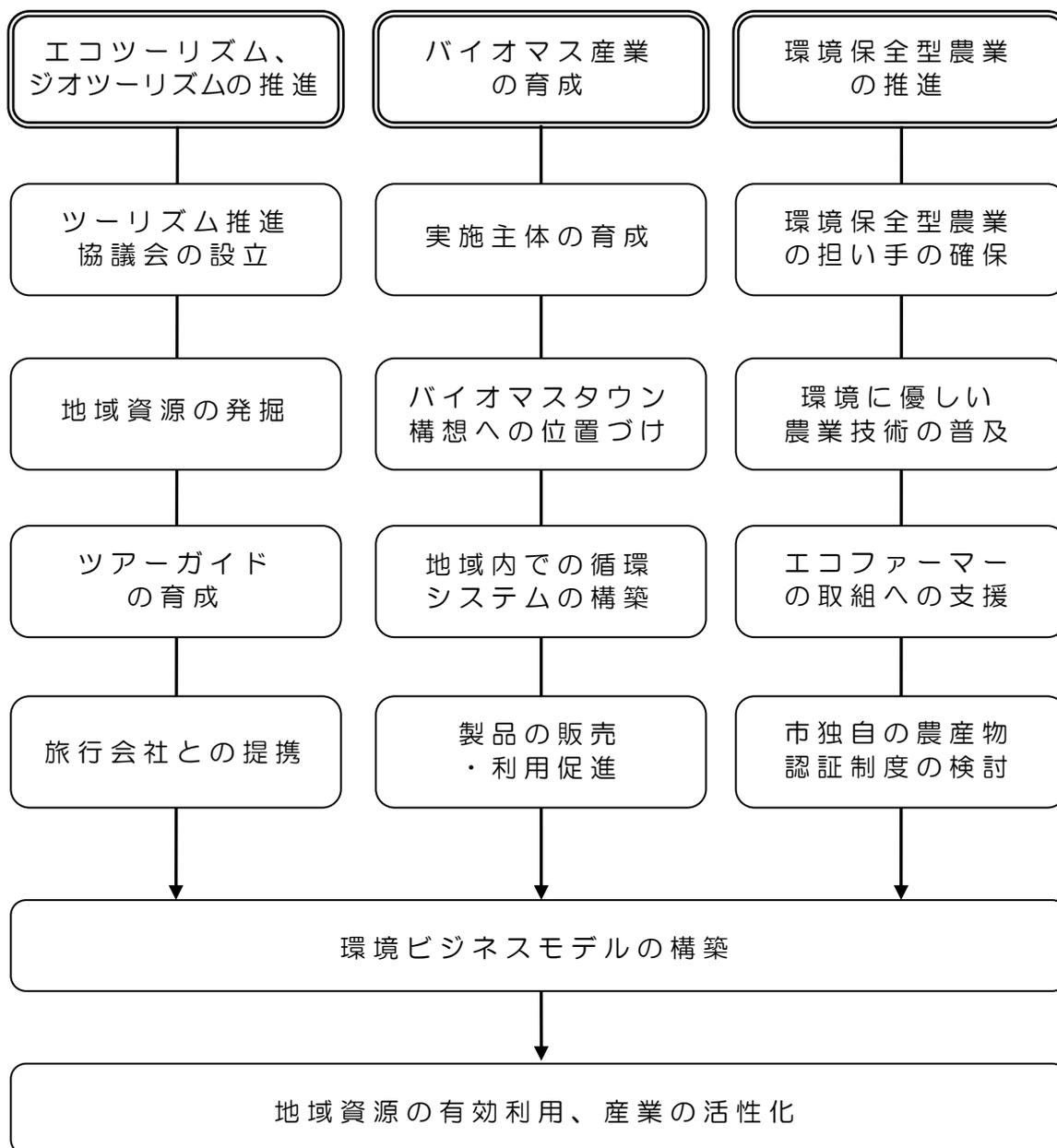
本市には、多くの環境資源や観光資源、豊富なバイオマス資源が存在しています。また、本市は長寿の方の割合が全国的に見ても非常に高いという特徴があり、こうした状況と環境との関連が注目されているところでもあります。しかし、こうした環境に有機的なつながりが見られず、有効な活用が進んでいないのが現状です。

そこで、“環境ビジネスモデル推進プロジェクト”では、市内の環境資源や「健康大長寿」の特徴を取り入れたエコツーリズムやジオツーリズムの推進、バイオマスを用いた産業の育成、環境保全型農業の推進などを通して、地域資源の有効利用を図り、産業の活性化をめざします。

取り組み例

- エコツーリズム、ジオツーリズムの推進
 - ・ブナ林、棚田など多様な環境とのふれあいを目的としたエコツーリズムの推進
 - ・自然環境とのふれあいを通じて、健康増進を図ることを目的としたエコツーリズムの推進
 - ・山陰海岸ジオパーク構想を実現し、貴重な地質遺産を活用したジオツーリズムの推進
 - ・新エネルギー施設を活用し環境教育を目的としたエコツーリズムの推進
 - ・新エネルギー施設、バイオマス関連施設視察ビジネスの構築
- バイオマスを用いた産業の育成
 - ・事業の実施主体の検討
 - ・木質バイオマスを原料とするバイオマスプラスチック化事業の推進
 - ・水産加工残渣の肥料化の推進
- 環境保全型農業の推進
 - ・環境保全型農業の担い手の確保
 - ・化学肥料の低減、農薬の低減による農産物の生産推進
 - ・地域内にある有機資材の活用による農産物の生産推進
 - ・環境保全型農業による生産物について、市独自の農産物認証制度の検討
 - ・環境保全型農業による京丹後ブランドの確立

取組のイメージ



第2節 「山」「里」「海」水のリレープロジェクト

目的・概要

近年、漁場をはじめとする海域環境の悪化が問題視されています。この原因としては、海に流れ込む河川の水質悪化や水源にある森林の荒廃、農地や家庭からの排水など色々なものによる影響が考えられます。

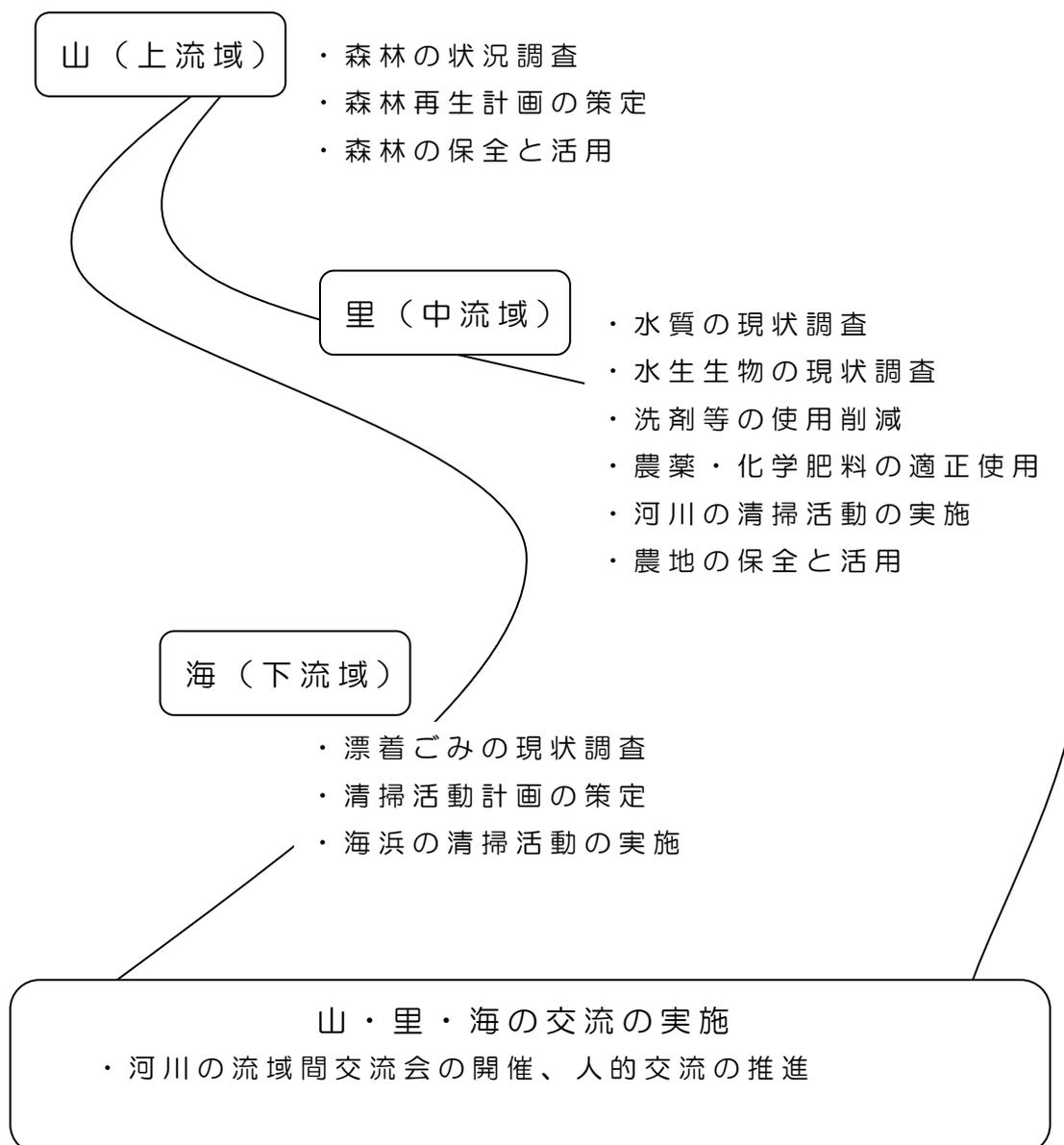
この流域全体の問題解決には、山林や河川などの自然環境の保全や事業活動・生活スタイルの変革など個々の施策の推進だけではなく、総合的な施策の推進が必要になります。

そこで、“「山」「里」「海」水のリレープロジェクト”では、河川の上流・中流・下流域の人々が、流域を越えて人と人、人と地域、地域と地域の交流を行ない、連携した活動を実施することにより“森林・河川・海”を再生するとともに、地域間交流を通じて、市民が一体感をもって活動することで、地域間の連携を深めていくことを目的とします。

取り組み例

- 各流域における現状把握
 - ・森林の現状の調査
 - ・身近な川や海の水質調査、水生生物等の調査
 - ・流域ごみ、漂着ごみの調査
- 各流域における活動計画の立案
 - ・森林再生計画の策定
 - ・水質保全対策の策定
 - ・清掃活動計画の策定
- 各流域における活動
 - ・生活排水処理施設の整備及び加入促進
 - ・流域全体での河川海浜交流清掃の実施
 - ・調理くず、廃食用油等の資源化の促進
 - ・洗剤等の使用削減
 - ・事業所から排出される有害物質の適正管理や農薬、化学肥料の適正使用
 - ・農地の保全と活用
- 流域全体での交流の実施
 - ・河川の流域間交流会の開催、人的交流の推進

取組のイメージ



第3節 京丹後リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト

目的・概要

20世紀の生活様式では「もの」を所有することが豊かさの一つの指標でしたが、このことが動植物や水、土、空気等に環境負荷を与えてきました。しかし、21世紀を迎えた今日、これまでの生活様式とは異なる環境をよくするような新しいスタイルを志向する兆しも見られつつあります。

リ・スタイル(Re-Style)とは、廃棄物削減の3R(リデュース、リユース、リサイクル)のReを推進する生活様式で、平成14年版循環型社会白書でわが国が提唱しました。

“京丹後リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト”では、これらの3Rの考えに、不必要なものは購入・利用しない(発生させない)という立場をとるリジェクトの考えを加えて4Rとします。さらに、京丹後の気候風土に合った昔ながらの生活の知恵や食文化など、人と自然のつながりを再び取り入れた環境をよくする生活スタイルを提唱し、21世紀型の新たな暮らしや生活様式の定着を進めます。

取り組み例

○ごみの減量化

- ・ごみの分別と再資源化の徹底
- ・マイバッグ、マイはし、マイボトルの持参
- ・はかり売り・はだか売り商品の販売、購入
- ・4Rイベントなどの開催、参加
- ・ごみ減量優良協力店の認定制度の創設、認定

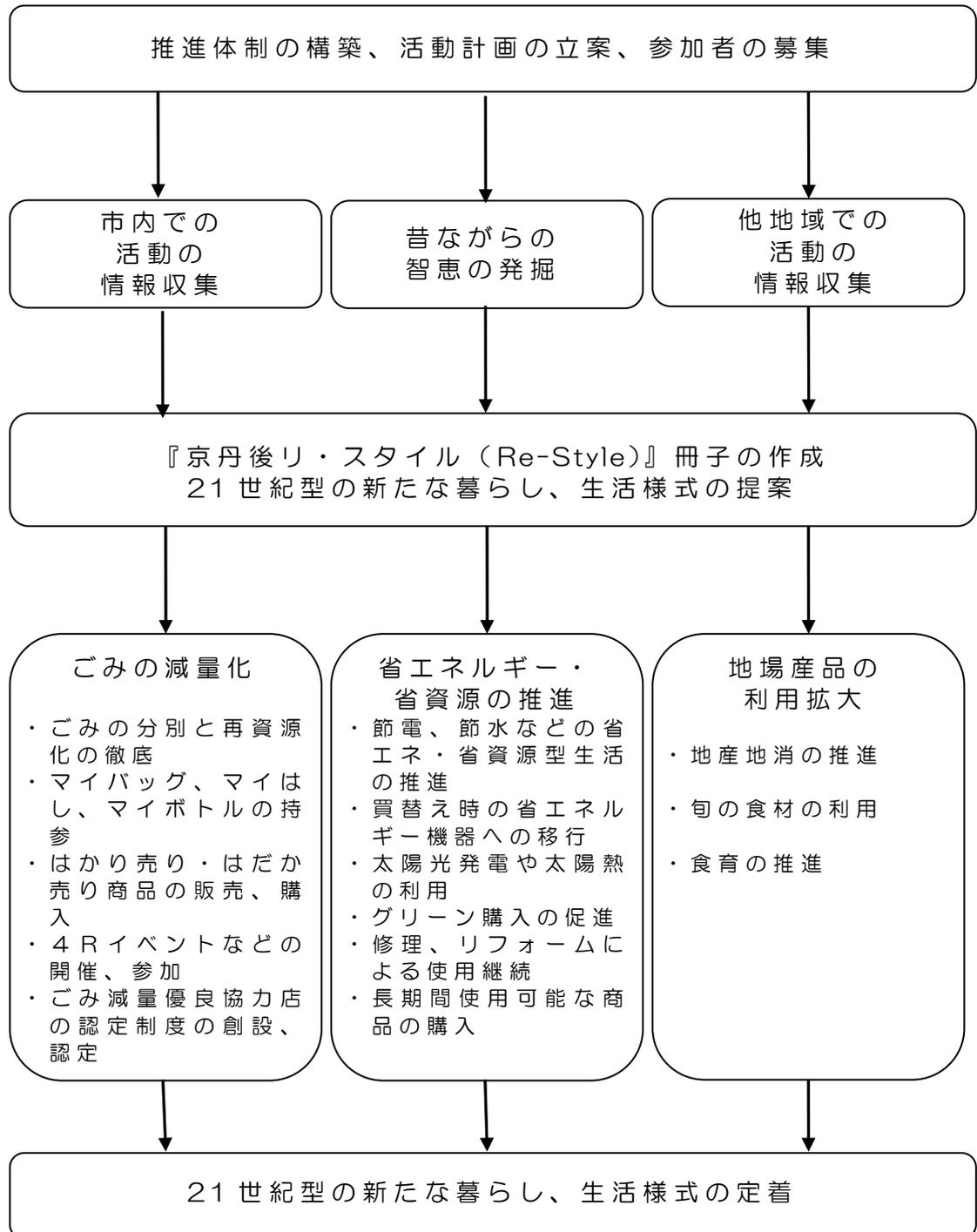
○省エネルギー・省資源の推進

- ・節電、節水などの省エネ・省資源型生活の推進
- ・買替え時の省エネルギー機器への移行
- ・太陽光発電や太陽熱の利用
- ・グリーン購入の促進
- ・修理、リフォームによる使用継続
- ・長期間使用可能な商品の購入

○地場産品の利用拡大

- ・地産地消の推進
- ・旬の食材の利用
- ・食育の推進

取組のイメージ



第4節 地域環境学習推進プロジェクト

目的・概要

環境に配慮した行動を推進するためには、自分たちの生活がどのように環境に対して影響を与えているのか、また、どのような行動が環境負荷低減に効果的であるのかを理解することが重要です。そのためには、環境全般についての知識を習得し、意識の向上を図ることが必要です。

そこで、“地域環境学習推進プロジェクト”では、環境に関する情報を収集するとともに、適切な情報を提供する仕組みを構築します。また、学校教育や生涯学習活動を通して、環境学習の場と機会を提供すると同時に、環境学習を行っていくうえでの人材育成を行ない、環境保全に関する意識の向上を図ります。

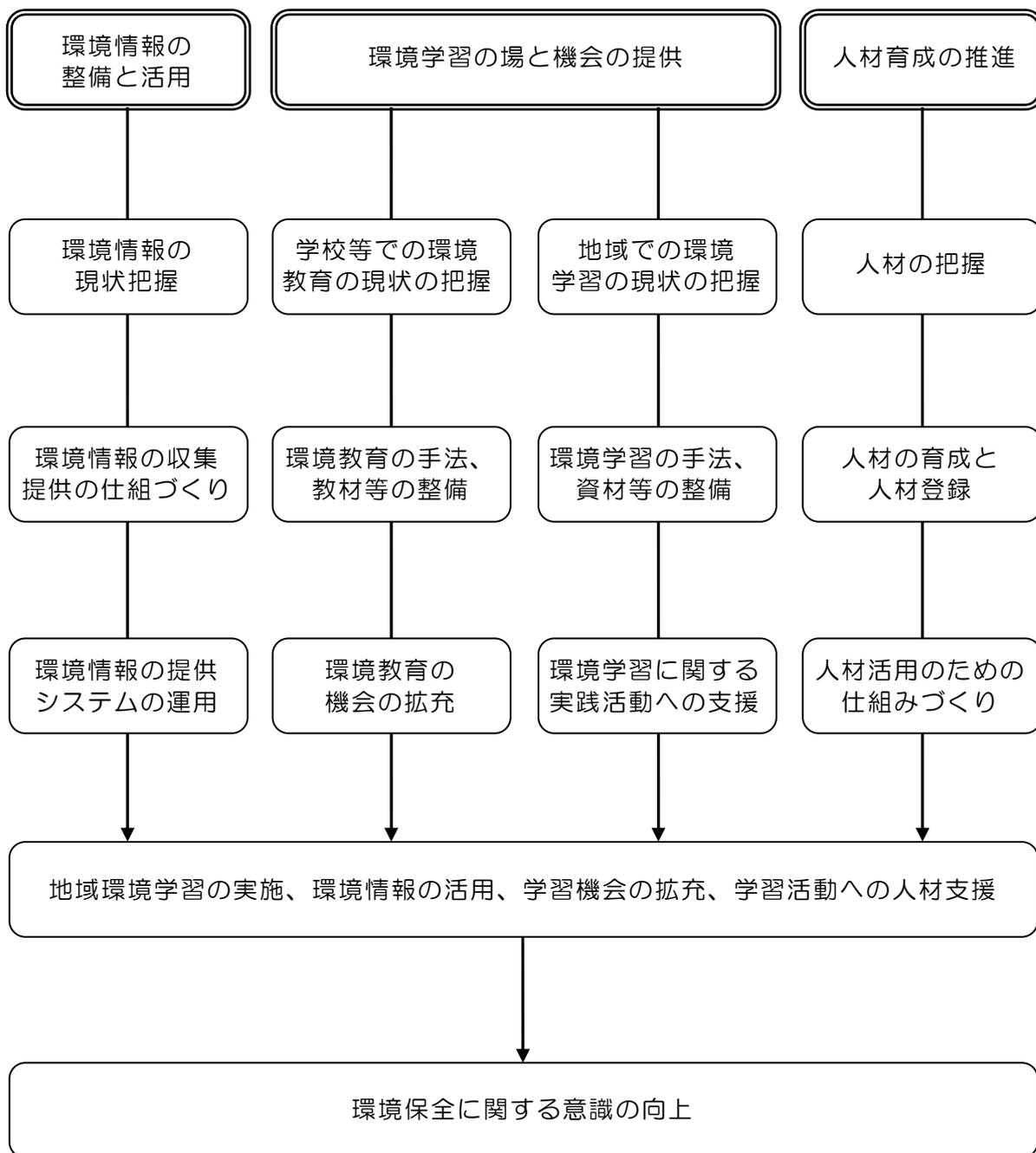
取り組み例

- 環境情報の整備と活用
 - ・環境情報の現状把握
 - ・環境情報の収集及び提供の仕組みづくり
 - ・環境情報の提供システムの運用

- 環境学習の場と機会の提供
 - ・学校等での環境教育の現状の把握
 - ・環境教育の手法、教材等の整備
 - ・環境教育の機会の拡充
 - ・地域での環境学習の現状の把握
 - ・環境学習の手法、資材等の整備
 - ・環境学習に関する実践活動への支援

- 人材育成の推進
 - ・人材の把握
 - ・人材の育成と人材登録
 - ・人材活用のための仕組みづくり

取組のイメージ



第5章

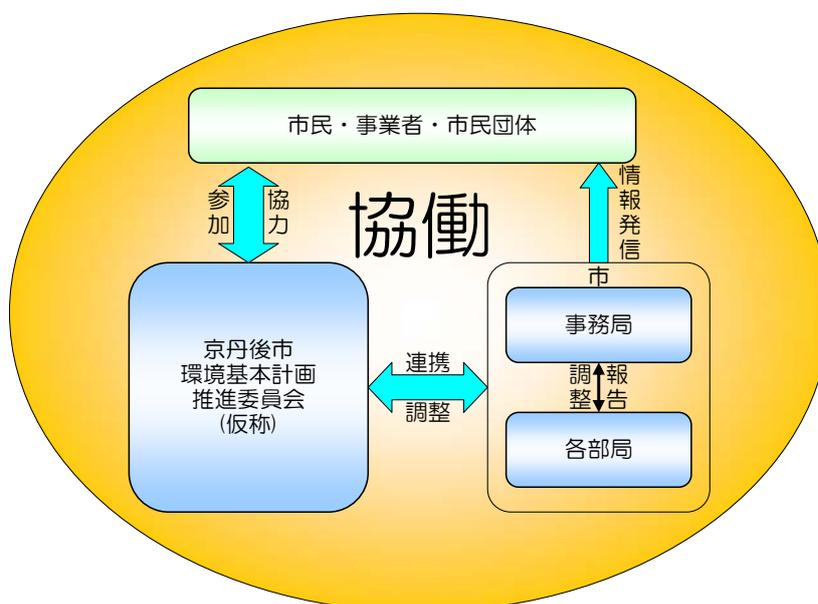
推進体制

第 5 章 推進体制

第 1 節 計画の推進体制

本市の望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、市民団体、旅行者、市が協働し、本計画を着実に推進する必要があります。

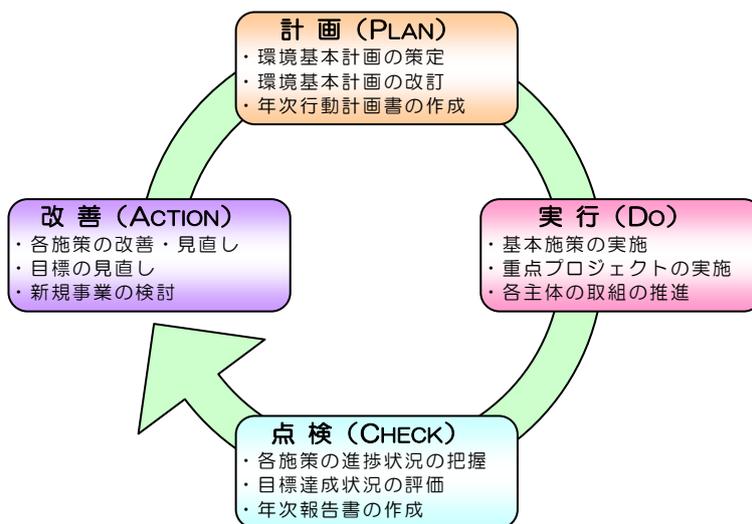
そこで、市内の環境分野に携わる既存団体の代表者等で構成する「京丹後市環境基本計画推進委員会（仮称）」を組織し、環境基本計画に基づく施策の推進及び進捗状況などの点検を行います。



第2節 指標等による進捗状況の管理

本計画の進行管理については、マネジメントシステムの基本的な考え方であるPDCAサイクルを用いて行います。

本計画の進捗状況の把握や評価は、年次報告書の作成等により各施策の進捗状況を把握することに加え、数値目標の達成状況から判断します。



数値目標

1.豊かな自然を守り共生していくまち

項目	現状	年度	目標	年度
自然環境調査回数 (市が実施するもの)	0回	H19	2回	H30
自然観察会開催回数 (市が主催、共催、後援するもの)	2回	H19	5回	H30
間伐施行面積	52.6ha	H19	132.1ha	H30
環境体験学習会開催回数 (市が主催、共催、後援するもの)	1回	H19	5回	H30
放置竹林伐採面積	20.0ha	H19	55.0ha	H30
牛の放牧箇所数	3箇所	H19	7箇所	H30

2.環境に負荷を与えない暮らしをするまち

項目	現状	年度	目標	年度
生活排水処理率	32.7%	H19	76.3%	H30
久美浜湾のCOD濃度	3.2mg/l	H19	2mg/l以下	H30
久美浜湾の全窒素濃度	0.45mg/l	H19	0.3mg/l以下	H30
美しいふるさとづくり条例による重点区域数	4箇所	H19	10箇所	H30

3. 限りある資源を有効に活用するまち

項目	現状	年度	目標	年度
ごみの排出量	24,559t/年	H19	22,478t/年	H30
ごみ減量優良協力店認定数	0店舗	H19	20店舗	H30
エコ京都21認定数 (循環型社会形成部門)	1事業所	H19	3事業所	H30

4. 豊かな財産を環境に生かすまち

項目	現状	年度	目標	年度
廃棄物系バイオマス利用率	72.9%	H19	96.6%	H30
未利用バイオマス利用率	5.3%	H19	36.3%	H30
エコファーマー認定数	78戸	H19	100戸	H30
農山漁村体験型旅行協議会会員数	16会員	H20	50会員	H30
K E S 導入企業数	27事業所	H19	40事業所	H30

5. 低炭素社会に挑戦するまち

項目	現状	年度	目標	年度
エコ京都21認定数 (地球温暖化防止部門)	1事業所	H19	3事業所	H30
路線バス利用者数	263,250人	H19	300,000人	H30
ESCO事業の導入数(市施設)	0箇所	H19	3箇所	H30
温室効果ガス排出量	* 京丹後市地球温暖化対策地域推進計画の策定にあわせ、現状値・目標値を設定する。			

6. 楽しく学び ともに環境を育むまち

項目	現状	年度	目標	年度
まちづくり出前講座(環境関連)開催数	13回	H19	25回	H30
環境保全リーダー認定数 (市が認定する人数)	0人	H19	10人	H30
こどもエコクラブ数	1団体	H19	3団体	H30

第3節 計画の見直し

施策の実施状況の点検結果を踏まえて、必要に応じて環境基本計画の見直しを行うこととし、5年程度が経過した時点をめどに計画内容の見直しを行います。

資料編

用語説明

★1 グリーンツーリズム (P 8、P 35)

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。

★2 ブルーツーリズム (P 8、P 35)

地域の漁業や美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に多様な余暇活動を提供する漁村滞在型余暇活動のことをいいます。

★3 低炭素社会 (P 8、P 38)

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会を目指すものです。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆる部門が、その選択や意志決定において、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3Rの推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化(「カーボン・ミニマム」)するための配慮を徹底することを当然とする社会システムのことをいいます。

★4 新エネルギー (P 8、P 36、P 40、P 41、P 42、P 50)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用等が該当します。

★5 ジオパーク (P 14、P 15)

科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質資産を複数含む一種の自然公園のことをいいます。地質遺産保全と地球科学普及に利用し、地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指しており、ユネスコの支援のもと、主に欧州や中国で積極的に取り組まれています。

★6 外来生物 (P 14、P 15)

もともとその地域にいなかった生物で、人間の活動によって外国や他地域から入ってきたものを指します。外来生物の中には、ペットや展示用、食用、研究などの目的で意図的に持ち込まれたものもあれば、荷物

に紛れ込んだり付着したりして、非意図的に持ち込まれたものもあります。どちらも人間の活動に伴って持ち込まれたという点で共通しています。

★7 生物多様性地域戦略 (P15)

生物多様性基本法において「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

★8 貴重種 (P15)

固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指します。

★9 多自然型河川 (P16)

治水上の安全を確保しつつ、水辺や瀬、淵など多様な河川環境を保全・創出したり、改変する場合も最低限にとどめ、良好な自然環境の復元が可能な河川のことをいいます。

★10 里地里山 (P18、P19)

奥山自然地域と都市地域の間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念をいいます。

★11 里山林 (P18、P19)

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称です。クヌギやコナラを中心とする落葉広葉樹の二次林、アカマツの二次林などが多く、これに対して人里離れた場所にある森林は奥山と呼びます。

★12 農村環境計画 (P19)

本市で行われる農業農村整備事業における環境への配慮の基本的な考え方や整備方針を定めることを目的に、平成19年3月に策定された「京丹後市農村環境計画」を指します。

★13 環境保全型農業 (P19、P21、P34、P35、P50)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬を軽減し、環境に配慮した持続的な

農業をいいます。

★14 木質ペレット (P19)

バイオマスエネルギーのひとつで、おがくずや木くず、製材廃材などの破砕物に圧力を加えて直径 6~8mm 程度の円筒状に成形固化して、取り扱いや輸送性を高めた固形燃料のことをいいます。

★15 鳥獣被害防止計画 (P19)

本市で拡大傾向にある有害鳥獣被害に対する対策を総合的かつ効果的に実施するための基本指針として、平成 20 年 9 月に策定された「京丹後市鳥獣被害防止計画」を指します。

★16 バッファゾーン (P19)

農地に接する山林などの間にある緩衝地帯をいいます。

★17 耕作放棄地 (P19)

以前農地であったもので、過去 1 年間以上作物を栽培せず、しかも、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいいます。

★18 BOD 負荷量 (P20)

BODとは、Biochemical Oxygen Demandの略称で、生物化学的酸素要求量のこと。河川において水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のことをいいます。値が大きいほど水質汚濁は著しいとされます。BOD負荷量は、家庭や工場からの排水量にBOD濃度をかけたものをいい、排水中のBODの質量または時間当たり質量を表します。

また、CODとはChemical Oxygen Demandの略称で、化学的酸素要求量のこと。湖沼、海域において水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいい、値が大きいほど水質汚濁は著しいとされます。

★19 環境基準 (P20)

環境基本法第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標を指し、人の健康保護、生活環境の保全をする上で維持されることが望ましい基準のことをいいます。

この基準に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に関する環境基準を定めています。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気、水質、水底の底質、土壌の環境基準が定められてい

ます。

★20 閉鎖性水域 (P 20)

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます。水の交換性が悪いことから、水質汚染や富栄養化が起こりやすく、また、水底に汚濁物質が堆積しやすいとされています。久美浜湾は内湾、内海の中で閉鎖度が日本で一番高くなっています。

★21 エコドライブ (P 23、P 39、P 40)

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念のことをいいます。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

★22 リユース食器 (P 29)

主にイベントで使用されるもので、使い捨てではなく洗うことにより繰り返し何度も利用可能な食器のことをいいます。

★23 4R (P 29、P 31、P 54、P 55)

リジェクト：Reject (★25)、リデュース：Reduce (★26)、リユース：Reuse (★27)、リサイクル：Recycle (★28) のことをいいます。

★24 ゼロ・エミッション (P 29)

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもので、国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいます。

★25 リジェクト (P 31、P 54)

廃棄物の発生自体を回避すること。製品等の購入・利用の際に、その必要性をあらためて考え直し、不必要なものは購入・利用しない（発生させない）という考えをいいます。リデュース、リユース、リサイクルに先立ち、廃棄物のそもそもの発生源を防ぐという態度が求められます。

★26 リデュース (P 31、P 54)

廃棄物の発生を抑制すること。事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使

い捨て製品を購入しない、過剰包装を拒否する、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどの行動が求められます。

★27 リユース (P 31、P 54)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

★28 リサイクル (P 31、P 42、P 54)

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）とがあります。

★29 グリーン購入 (P 31、P 40、P 41、P 54、P 55)

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

★30 BDF (P 32、P 33)

Bio-Diesel Fuelの略称で、バイオマスエネルギーのひとつであるバイオディーゼル燃料のこと。廃植物性油などを原料として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料をいいます。

★31 温室効果ガス (P 32、P 38、P 39、P 40、P 61)

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

★32 クラインガルテン (P 35)

ドイツ語で「小さな庭」を意味し、19世紀初めに自給自足のために作られた小区画の菜園がはじまりで、現在ドイツでは市民農園の意味で使われています。日本では、主に区画ごとに簡易な宿泊施設を附設した滞在型の市民農園のことをクラインガルテンと呼んでいます。

★33 エコファーマー (P 35、P 51、P 61)

土づくり・低化学肥料・減農薬を通じて、環境に配慮し農地の生産力を維持・増進する農業を行い、持続性の高い農業生産方式導入計画を策定して、知事に認められた農業者のことをいいます。

★34 絹セリシン (P 36、P 37)

絹の生糸の中に含まれるタンパク質のこと。絹の光沢や柔軟性を出すために精練の過程で剥がされ、排水として流されていましたが、最近になり、このセリシンが研究によって、肥満予防や保湿効果など、体に良いことが分かってきています。

★35 環境マネジメントシステム (P 36、P 37)

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することで、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手続きのことをいいます。

★36 ISO14001 (P 37)

世界共通の規格等を設定する非政府間国際機関である ISO (国際標準化機構) が規格として定めた環境マネジメントシステムのことをいいます。

★37 KES (P 37、P 61)

特定非営利活動法人 KES 環境機構が行っている環境マネジメントシステムのことで、ISO14001 の取得が困難な中小企業にとっても分かりやすく取り組みやすい規格とされています。

★38 ペレットストーブ (P 37)

木質ペレットを燃料としたストーブのことをいいます。

★39 ペレットボイラ (P 37)

木質ペレットを燃料としたボイラのことをいいます。

★40 地球温暖化対策実行計画 (P 38、P 39)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するもの」とされています。

本市では平成 18 年 2 月に策定しています。

★41 地球温暖化対策地域推進計画 (P 38、P 39、P 61)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めるものとする」ことが定められています。

市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市等の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

★42 各部門（産業・業務・運輸・家庭） (P 39)

京都議定書目標達成計画において、わが国の温室効果ガス排出量の 9 割を占めるエネルギー起源二酸化炭素の削減目標について、対策・施策の効果などを部門別に見ることができるよう設定された部門のことをいいます。

産業部門は、製造工程等におけるエネルギー消費により温室効果ガスを排出する部門のことをいいます。製造業、鉱業、建設業、農林水産業が該当します。

業務部門は、サービス関連産業や、公的機関等の活動のほかに、「事業所ビル」「各種商品小売業」「その他の卸・小売業」「飲食店」「ホテル・旅館」「学校」「病院・医療施設」「その他」等が該当します。

運輸部門は、自動車や鉄道など輸送機械により温室効果ガスを排出する部門のことをいいます。(自家用と業務用の両方を含みます。)

家庭部門は、家庭生活におけるエネルギー消費により温室効果ガスを排出する部門のことをいいます。

★43 環境家計簿 (P 39)

環境に関連する日々の生活の中での行動を家計簿のように記録し、家庭での環境負荷の状況を家計の収支計算のように行うものをいいます。家庭で使う電気、ガス、水道、ごみなどの量に CO₂ 排出係数を掛けて CO₂ の量に換算するものが多く利用されています。

★44 エコドライブ車載機 (P 39)

エコドライブ(★21)の実践のため車輻に搭載し、環境に配慮した運転をドライバーへ提示する装置のことをいいます。

★45 地域新エネルギービジョン (P 41)

地域の特徴にあわせて新エネルギーの導入に向けた目標や方針を定

めるものです。

★46 ESCO (P41、P61)

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのことをいいます。ESCO 事業は、省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO の経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となります。